

第193回沖縄県医師会定例代議員会

—平成23年度事業計画、諸収支予算を承認—



去る3月24日（木）午後7時30分より沖縄県医師会館（3F ホール）において、第193回定例代議員会が開催された。

まず、新垣代議員会議長より定足数の確認が行われ、定数59名に対し、41名の出席が確認された。

定款第34条に定める過半数に達しており、本代議員会が有効に成立した旨宣言された後、新垣議長の提案でこの度の東日本大震災の犠牲者に対し、黙祷が行われた。

続いて議事録署名人に那覇市医師会の喜納美津男代議員、南部地区医師会の城間昇代議員が指名された。

冒頭宮城会長から次のとおり挨拶があった。

挨拶

○宮城会長



本日は、第193回定例代議員会を開催致しましたところ、代議員各位におかれましては、年度末でご多忙の中を枉げてご出席いただき

まして衷心より厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災において犠牲になられた方々に対し心より哀悼の意を表すると共に、寒い中避難生活を送っておられる方々に対しましても心よりお見舞い申し上げます。

3月11日午後2時46分ごろ、マグニチュード9.0を記録する地震が東北地方太平洋沖で発生し、津波などの被害が拡大し、本日の正午現在、死者9,700人、行方不明者16,700人を数え、戦後最大の被害となっております。

私も11日（金）に東京で会議があり電車の中で地震に遭遇しました。幸いにも駅に停車していたため大事に至らずに済みましたが、その後ホテルにも中々帰れず、なんとか辿り着いても安全確認のため、チェックインも出来ずしばらく途方にくれておりました。ようやく夜11時頃に宿泊出来るようになるものの、エレベーターも停止していたため29階まで階段で登ることになり、登っている間も揺れは続いていました。羽田空港も全便欠航で2万人の方が空港に泊まったとのことでした。翌12日は幸いにも朝から私鉄が動いていたため、空港にたどり着き沖縄に帰ることが出来ました。

そのような中、地震翌日の12日（土）に玉城副会長を中心に緊急会議を開催し本会の対応について協議しております。協議の結果を受け、週明けの14日（月）に再度関係者が集まり、翌15日（火）に第1陣の災害医療救助班6名を派遣することを決定し、日医とも調整し岩手県に赴くことになりました。これは非常に早い派遣となっており、阪神大震災の際にボランティアで活動された先生方が多くいらっしゃったことから、その時の経験に基づき自己完結型で進めるべく、医薬品、食品等約30箱分の必要品を全て自前で準備したうえで東京からレンタカーとガソリンを調達し岩手県大槌町に行っております。その第一陣が22日に帰られ、活動報告をされておりますが、大槌町は壊滅状態となり今なお町民の多くの方が行方不明で、町役場、消防署、県立病院なども全く機能していない中活動を行っていたとのことでもあります。続く第2陣は20日（日）に出発しており、第3陣は明日25日（金）出発予定となっております。第2陣についても段ボール約70箱分の物資を持参しておりますが、その際には岩手県の花巻空港から自衛隊の協力により荷物を運んでもらっています。

また、県医師会で会員各位に対しボランティアを募集したところ医師が23名、看護師が18名、事務7名の応募があり、現在のところ4月一杯の派遣を考えております。募金については252施設から1,062万円あまりの申込みを頂いており、会員各位の絶大なるご支援ご協力に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表する次第であります。なお、看護師と事務員についてはまだ少し足りない状況でありますので引き続き募集していきたいと考えております。

さて、政府は昨年6月に「成長戦略」を閣議決定し、その中で、医療・介護・健康関連産業を、日本の成長牽引産業として明確に位置づけております。このため、医療の営利産業化に向けた市場開放についての議論が、政府内で急速に展開されています。また、本年6月にはわが国のTPP参加の可否が判断されることになっておりますが、仮に、参加することに決まると、

外国人医師の受け入れ拡大や病院が外資系になる可能性があります。このことにより、外国人医師給与の高額化や全額自費となる自由診療化等の問題が発生し、世界に冠たる日本の医療制度である「国民皆保険制度」の崩壊を招く事態になりかねません。かかる状況に鑑み、全国各地で「日本の医療を守るための国民運動」が展開されております。本県においても、沖縄県医療推進協議会が中心となって、来る31日（木）に「日本の医療を守る沖縄県民集会」を開催すべく計画を進めておりましたが、この度の大震災発生により、延期して改めて開催することになりました。本件に関しても会員の先生方には重々ご理解下さるようお願い申し上げます。

後程、平成23年度の事業計画の中で、玉城副会長から具体的に説明されますが、平成23年度も「地域医療再生」を最重要課題と位置づけ、医療連携、臨床研修事業、医師確保対策等をはじめ、諸事業を積極的に展開し地域医療の充実・発展並びに医師会活動の活性化に繋げていきたいと考えております。

医療を取りまく環境は依然厳しいものがありますが、役員一同一致団結して県民の医療を守るべく、その職責を果たしたいと存じますので、代議員の先生方、会員の先生方のご支援ご協力をお願い申しあげる次第であります。

本日は、4月からの会務運営に際する重要な議案を上程させていただいております。慎重にご審議いただき是非ご承認賜りますようお願い申しあげ、私の挨拶とさせていただきます。

その後議事に移り、以下の議案について各担当理事から説明され、全て原案通り承認された。

- 第1号議案 平成22年度沖縄県医師会共済会特別会計（清算事務年度）の残余財産処分の件
- 第2号議案 平成22年度沖縄県医師会共済会特別会計（清算事務年度）の未収会費損失処理の件
- 第3号議案 平成22年度沖縄県医師会共済会特別会計（清算事務年度）収支予算補正の件

- 第4号議案 平成22年度沖繩県医師会一般会計収支予算補正の件
- 第5号議案 平成22年度地域医療連携体制総合調整事業特別会計収支予算の件(新設)
- 第6号議案 平成23年度沖繩県医師会事業計画の件
- 第7号議案 平成23年度沖繩県医師会諸会費賦課徴収の件
- 第8号議案 平成23年度沖繩県医師会諸会費減免者の件
- 第9号議案 平成23年度沖繩県医師会一般会計収支予算の件
- 第10号議案 平成23年度沖繩県医師会医事紛争処理特別会計収支予算の件
- 第11号議案 平成23年度沖繩県医師会会館建設特別会計収支予算の件
- 第12号議案 平成23年度沖繩県地域産業保健センター事業特別会計収支予算の件
- 第13号議案 平成23年度地域医療連携体制総合調整事業特別会計収支予算の件
- 第14号議案 沖繩県医師会役員選任規定改正の件

なお、第14号議案 沖繩県医師会役員選任規定改正の提案理由は下記のとおり。

現行の規程では、役員選挙における当選人の決定は、第14条に「有効投票の最多数の投票を得た者をもって当選者とする」と規定されている。しかし、会務運営の総責任者となる会長の選任に際しては、一定の信任が必要であると思料するところである。従って、この度「会長選挙の必要得票数」に関しては、有効投票の1/2以上の得票を得たものをもって当選者とする条文を第15条として追加し、以降の条文を繰り下げることをご提案する。

その他、当代議員会における質疑の要旨は次のとおりである。

1. 代表及び個人質問

「通院中の方の特定健診の対応について」

○砂川代議員



まず、質問に先立ち、玉井理事にはこれまで特定健診の難儀な交渉をここまでやってこられたことに関して心より感謝申し上げます。

本件は、去る3月8日付(沖医第1189号F)にて「通院中の方の特定健診への対応について」とのことで沖繩県医師会より各地区医師会特定健診担当理事あての文書であるが、このことについて下記のとおりお伺いしたい。

特定健診については、沖繩県医師会主導で集合契約をお願いしているが、今回、沖繩県国保・健康増進課の「通院中の方の定期健診の対応(案)」が、県医師会の了承なしに各市町村が単独で各地区医師会や医療施設に本取り組みの提案を行うことは、沖繩県の特定健診集合契約を根底から覆すことになり、沖繩県担当課及び保険者への遺憾の意を表すべきだと考える。

二つめに、医療施設における特定健診では、対象者自身が健診を希望するときに、受診者の利便性を考えて一般診療と特定健診の同日実施は良いことになっているが、今回の「通院患者の特定健診の対応」は、ただ単に受診率を上げるためだけに一般診療の検査結果を使用するということになる。通院中の患者にとって、特定健診を受診したという意識が薄く、特定健診の意義が問われることになり疑問である。

以上に2点についてご質問申し上げます。

回答(玉井理事)



3月8日付けで県医師会から地区医師会へ出した文書が関連資料にある。この経緯に関しては、そもそも県国保・健康増進課から一度保険者を交えての意見交

換会がしたいと要望があったため2月7日に意見交換会を行った。その際、通院中の方に関してその方の了承を得た上で診療をしたときのデータを関連資料にある表に書き込んでもらい、提出するときに文書提供料として1,000円を支給し、それによって特定健診を受けたこととするという提案であった。

要は、特定健診の受診率を上げるために、通院中の方のデータを指定の表に書き込んで提出していただきたいということである。通院中の方が全員特定健診を受けると60%を超える受診率になる。受診率を上げるための1つの策であるという印象があった。

2月7日の説明会において、私は3つの懸念を表明した。

1つは、特定健診受託医療機関は、今、集合契約が入っているが、その集合契約以外の医療機関をその中に入れたいということであったが、この健診そのものの質的な担保ができないのではないかという点である。

文書提供料1,000円や、項目用紙の書式もこれは県医師会とすりあわせたものではない。この金額または書式ともこれでいいのかということに関しては、今すぐ妥当とは言い難いということ懸念を表した。

また、通院中の方の対応と、健診のみを受けた場合とで扱いが違ってしまう。金額も違うということになると、いわゆる特定健診の集合契約を結んでいるが、その根底が揺らぐ可能性があるということで、県医師会も反対するとともに、保険者も難色を示していた。そういうことから、まさか地区医師会に出すとは思ってもよらず、その後3月の初旬になり、南部地区医師会の玉城清酬常任理事から、これは一体どうなっているんだというご質問を直接頂いたことから、すぐに調査させた次第である。この資料も実は南部地区医師会からの提供を受けており本当に感謝している。

やはり県医師会との十分なすり合わせなしにこういったものが地区医師会に直接流れてきたということ自体、非常に我々も警戒している。

さらに単価の設定や書式の設定のあり方、または仕組みそのものも非常に特定健診の集合契

約そのものの枠組みを崩しかねない、非常に危険な暴走に近いやり方だと私は思っている。そのような理由から、地区医師会でも慎重に考えていただきたい。要は、あまり受けてほしくないということであり、そういうことをはっきり出す必要があると早急に判断して、3月8日付けでこれを各地区の特定健診・特定保健指導担当理事の皆さんに配付した次第である。

その後、事態がうまくいかないということで、3月18日に県から説明に伺いたいということであったため私も話を聞いたが、やはり健診率を上げることについては、今後、後期高齢者医療制度がどうなるかわからないが、それがペナルティに結びついていく可能性がまだあるということから、それに協力するという点に関しては、反対することではないが、その枠組み、または健診を受診したというモチベーションがない状態で受診者が健診を受けたことになっていることは、正常なあり方ではないとの話を申し上げてある。これに関しては差し戻しとして県ももう一度持ち帰って考え直すということであるが、今後ともこういうことに関しては慎重に対応したいと考えている。地区医師会で何か疑問な点があれば、すぐに県医師会にご連絡いただければ、私のほうで調査して対応していきたいと思う。今後とも特定健診の正常な発展に対応していきたいと思っており、先生方の情報提供をお待ちしている。

○中田代議員



玉井先生、本当に大変なことだったと思うが、先生が非常に紳士的なため、県行政のほうで崩せば良いという気持ちになったんじゃないかと思ひ、ここで明らかに遺憾の

意を行政に対して示さないと大変なことが起こらないかということが中部地区で話し合われた。先生が非常に頑張っているのはよく存じ上げているが、この代議員会で遺憾の意だという

ことになれば、県行政はこんな事はしないだろうと思ひ今回質問させていただいた。

「保険診療指導のあり方について」

○山里代議員



質問に入る前に、県医師会の先生方にお礼を申し上げたい。先ほど宮城会長から福島、東北の地震・津波、それから原子力放射能の被害についての活動の報告があったが、実は

私の母校が福島県立医科大学であり、地震が起こった直後からクラスメート、先輩・後輩と連絡をとってはいるが、大変悲惨な状況が報告されている。全国から支援が始まっているが、一番南の沖縄からいち早く支援の活動をとってくださったことに対し、本当にお礼を申し上げたい。宮城会長、玉城副会長が先頭に立って、全会員あげて支援をしていこうということで、大変心強く思っている。

今後、長期化する可能性はあると思うが、ぜひ引き続きご支援をお願いしたい。

私の質問は、指導についてだが、実は昨年、私も集团的個別指導を受け入れた。これは多分、高点数を理由に、集団で個別指導の対象になったと思っているが、その指導をきっかけに、指導はどうなっているのか確認すべく九州厚生局に資料の開示を求め資料を見た。特に個別指導結果が従来までは、「概ねよろしい」という評価を得た場合には次の指導は受けなくて、「高点数であっても指導対象にはなりません」という状況だったと聞いているが、去年の個別指導の結果を見ると「概ねよろしい」というのは1件もない。ほとんどが「要経過観察」、または「再指導」、それから「監査」という状況になっており、高点数を理由にした指導が本当に妥当なのかと非常に疑問を感じたわけである。と言うのは、私のほうは在宅医療支援診療所で、訪問診療を中心に仕事をしているのでどうしても高い点数になる。これは国が決めた点数でち

ゃんと仕事をやった結果、高点数になっているだけで特別なことをやっているわけではない。そうすると、そういうことをやっている医療機関は、毎年、指導対象にされるという心理的な圧迫を感じながら医業をしなければならず、これは非常に問題ではないかと思っている。

それから、インターフェロンも使って肝炎の治療をやっている消化器の専門の先生方も、恐らくこういう高点数ということで、毎年指導の対象に挙げられるんじゃないかということと、診療を自粛させて委縮診療に追い込んでいくという手法に、どうもこの指導が使われているのではないかと思う。そのため、指導の在り方について医師会として、もっと強力で改善させるように働きかけるべきではないかと思ひ質問させていただく。

回答 (平安理事)



今、お話を直接伺うと、若干ニュアンスがもっと深いところにあるかと思うため、それについて補足ということでお答えしたい。

まず、この集团的個別指導というのは、先生がおっしゃるように医療費緊縮のための戦略である。それは明白で、必然的に高点数になってしまう在宅医療を中心にやっている医療機関は毎回入ってしまう。高点数イコール悪ではないことは当たり前のようにわかるが、彼らは点数で選別する以外に術がないということも持ち出してくる。それは指導大綱ののっとなっているということも言っている。

その指導大綱の見直しを要求すると、逆に指導が厳しくなる可能性があるということで、これは慎重にやらざるを得ない。日医が次年度から取り組む攻略としては、集团的個別指導をまず基本的には廃止したいということが大前提である。まずそのステップとして、集团的個別指導の類型区分の見直しである。どの部分に自分の医療機関が入っているかという情報が先ず無

いことと、その区分自体の妥当性が今はおかしい。いろんな診療科が増えているので、これを見直すべきだということである。

それと集团的個別指導そのものを行政のみが行うのではなく、医師会のピアレビューをそれに充てるとか、いろんな手法がとれないかという交渉である。

また、これが一番大事だが、集团的個別指導の後、高点数が次から自動的に一般の個別になってしまうというシステムをまずやめてもらうよう厚生労働省に要望していく。運用面で改善を図れないか、現実的なのとっかかりとしてやっているようである。

当県においては、やはり高点数のところはすぐ集团的個別指導の対象になってしまう。頑張れば頑張るほどそういう高点数ということで、必然的に選定の基準に入ってしまう。これは一体どういうことなのかと問うと、厚生局側は「きちんとしたことやっていれば、入っても困ることないでしょう」ととんでもないことしか言わない。本当に行政的な答弁だけで毎回すり抜けられてしまうが、それでもめげずに彼らと連絡会議を持つ毎に訴えている。最終的には上からの指示がないので、私たちが判断できないという、そういった答弁で逃げられてしまう。

ご存じだと思うが、近畿厚生局は、選定理由、平均点、自分の医療機関がどの類型区分に入っているかということも情報提供するということである。なぜこれがほかの地区でできないか働きかけるのだが、これは厚生労働省の指示ではないということである。近畿厚生局が独自の判断でやっているということで、それがなかなか地区ごとに広がっていかない。この辺はぜひ日医等が強く厚生労働省に広げていくような働きかけをするよう、九医連等にも要望しているところである。

指導全般に対して当会としてやっていることは、医師会報での特集を組んだり、保険勉強会をやらせて頂いたり、新規の医療機関に対しては、個別に事前勉強会を持たせて頂いたり、一般の個別を受ける医療機関に関しても、個別の相談を受けさせて頂いている。

「医療ツーリズムについて、沖縄県内へのカジノ導入について」

○長嶺代議員



日医及び全国の病院関係者を含めて、これまでの政府の動きに対して大変な危機感を持っておられると思う。

その中において沖縄県の動きを新聞なりで感じているが、どうもは

っきりした意思が国民、県民にわからない。ましてや医師会の人たちもどういう対応をしているかわからない。場合によっては容認している、黙認していると捉えられかねないような対応である。もし、日医や病院団体が、それなりのはっきりした意思表示をしているのであれば、県医師会としてもいろいろな会議に参加しているだろうが、もっと県民にもわかりやすく意思表示をするべきではないかと思案している。

2つ目の沖縄県のカジノ問題も、長い間言われている。県医師会、医療関係者が具体的にどう考えているかということは、私は聞いたことが無い。

私も沖縄県が観光産業で伸びるのは非常にいいことだと思っているが、どうも物質文明的な考え方で、あるいは観光や建設業界が目前の金を入れんがための動きではないかとの思いもある。皆さんご存じのように、県内の婦人団体は、ほとんどこぞってこの制度に反対している。僕もアメリカでカジノを見たことがあるが、どうもカジノがあると教育、あるいは犯罪との関係もある。非常に懸念するのはそういうことによって、その地域の周辺において、単なる犯罪だけでは無く、売春婦等がそのあたり一帯に増えることも考えられる。カジノの中はパスポートを持っている外国人のみ入場可能とし、県民が利用できないようにすればいいのではないかという短絡的な考え以外に、沖縄のいわゆる精神文明を求めて、癒しの地域を求めてくる人たちにとって、沖縄の良い面が失われていくんじゃないかという気がする。これは私の

個人的な考えである。

いずれにしてもそういう問題に関して、医療を担当している県医師会が具体的にどういうふうに方向性をもっていくかということについて、しっかりした討議をする必要があるのではないかと思い提案した。

1. 医療ツーリズムについて

回答（安里常任理事）



医師会の回答として資料に記載しているが条文に関しては、これまでの日本医師会の考え方を述べている。平成22年6月9日の定例記者会見においての話だが、医療ツーリズム

が混合診療の全面解禁の後押しとなり、国民皆保険の崩壊につながるとして反対の姿勢を明確にしている。その後、各都道府県にアンケートをとっている。その点に関しても、各県明らかに反対しているところは28件、どちらかという反対というのが6件、中立が7件、コメントなしが6件。こういう背景の中で日医は常に反対を言い続けている。

反対する理由は、「混合診療の全面解禁につながる」、「国民皆保険の衰退を招く」、「地域医療の崩壊を招く」この3つが主な理由である。

一方、沖縄県医師会の現在の考えを申しあげると、平成22年8月11日に沖縄県福祉保健部の連絡会議では、県の新たな沖縄振興における制度提言として、医療特区制度の導入についての提案を考えており、沖縄県医師会の意見を要望された。そのときは時期尚早であるという意見を出している。時期尚早で引き下がらなかったら、反対というところまで意思の統一をしていた。

一方、琉球大学や複数の医療機関等が参加し、「沖縄ウェルネス産業研究会」を立ち上げ、県行政に答申している。さらに県は沖縄を「世界に開かれた交流と共生の島」と位置づけ、加えて平成23年度に外国人観光客30万人を目標

としている。その一環として、観光商工部が医療ツーリズム促進事業を考えており、医療ツーリズム成長戦略委員会の委員としての要請が県医師会にあり派遣することになった。その際の県医師会の立場として、外国人観光客の発病・急変事への対応をあげた。100万人ともなると、毎日3,000人ぐらいの観光客が来られ、高齢の方々もおられることから、何らかの急変は起こってくると思う。そのときの適切な対応ができるような背景づくりを一番最初に考えた。

2点目に外国人医療従事者の研修・教育である。これはほとんど大学や中部病院等で現在も行われているが、そういったものを充実できるような背景づくりを考えた。

3点目は外国人の人間ドックである。自由診療等は容認することを確認し委員会に参加することになった。いろいろ意見があったが、人間ドックの範疇において容認することを確認して委員会に参加することにした。

今後は、混合診療の進展につながらないように、また、国民皆保険制度や地域医療の基盤を揺るがすことがないように、日本医師会と整合性を図りつつ、さらには地区医師会との密なる連携をとり、県下の医療ツーリズムの動向を注視していきたい。

2. 沖縄県内へのカジノ導入について

回答（真栄田常任理事）



沖縄県内のカジノ導入について確かに賛否両論あるが、まだ県医師会としては、正確にそのことを把握して検討するまでには至っていない。理事会で一部懇談事項としての協議

をしているが、まだまだこれからいろんな条件が出てくるものと思われる。

精神科領域の面等、様々な話は聞いており、すべて含めて検討していく必要があるとして、理事会としてはいまだ検討していない状況である。

第1号議案 平成22年度沖繩県医師会共済会特別会計(清算事務年度)の残余財産処分の件

沖繩県医師会共済会解散に伴い、下記のとおり残余財産が確定したので、沖繩県医師会へ寄付することについて、代議員会の議決を求めます。

沖繩県医師会への寄付予定額 809,042円

(提案理由)

沖繩県医師会共済会は、平成22年3月25日開催の第191回定例代議員会において、別紙(沖繩県医師会共済会解散に伴う今後の会計処理)のとおり平成22年3月31日をもって解散の決定を行っている。

当決定に基づき、給付金等の支払業務並びに清算の事務処理を全て終了した結果、収入合計が4億2,725万322円、支出合計が4億2,644万1,280円で、収支差額は80万9,042円となり、共済会の残余財産80万9,042円が確定した。

平成22年10月18日に開催の第1回福祉経営委員会では、沖繩県医師会への残余財産の寄付額は454,550円と予定していたが、その後、還付金等の清算事務処理を行う中で、管理費等から残余が生じたため、その分を含めた金額が80万9,042円となった。

これにより、第191回定例代議員会において承認いただいた「沖繩県医師会共済会解散に伴う今後の会計処理の7. 残余財産処分後の残余金は、沖繩県医師会に寄付する。」こととなっているので、報告のう え改めてご承認を賜りたい。

※平成22年3月25日開催の第191回定例代議員会の承認事項

沖繩県医師会共済会解散に伴う今後の会計処理(別紙資料)

7. 残余財産処分後の残余金は、沖繩県医師会に寄付する。

(平成22年3月25日開催 第191回定例代議員会承認事項)

沖繩県医師会共済会解散に伴う今後の会計処理について

1. 平成21年度沖繩県医師会代議員会において、沖繩県医師会共済会特別会計は、平成22年3月31日をもって解散する。なお、解散に伴い平成22年度は清算年度とする。
2. 沖繩県医師会共済会規則を平成22年3月31日をもって廃止する。
3. 新規募集は、平成22年3月31日をもって行わない。
4. 会費については、平成22年3月分まで徴収する。
5. 傷病給付金・遺族給付金・災害給付金については、平成22年3月31日分までを対象とする。但し、傷病給付金については、3月31日までの受理分を180日を限度として支給する。(申請書提出は、平成22年5月30日までとする)。遺族給付金・災害給付金は平成22年3月31日以後は支給しない。
6. 還付金並びに財産処分(平成10年～21年度既納会費等残余財産)については、下記計算式に基づき還付する。

〈会員への還付〉

- ① **還付金(共済会規則第8条)**:昭和47年7月1日から平成10年3月31日までの既納会費は、無利子で全額還付する。
- ② **配分額**:平成10年4月1日から平成22年3月31日までの既納会費は、下記計算式に基づき配分する。

配分額計算式

平成10年度以降既納会費×配分率－(傷病給付金+災害給付金)

- ③ **最終支給額**:①と②の金額を最終支給金額とする。
 - (イ)共済会費を還付する場合の支給方法(資料参照)
 - (ロ)共済会費を還付した場合の正味財産の状況(資料参照)
 - (ハ)配分率の決定について
 会員へ傷病給付金・遺族給付金・災害給付金等各種請求交付終了後、平成22年10月に残余財産(正味財産)を確認し、計算式に基づき配分率を算定し、支給額を決定する。尚、配分率は福祉経営委員会で協議を行い、理事会で決定する。

7. 残余財産処分後の残余金は、沖繩県医師会に寄付する。

報 告

第2号議案 平成22年度沖繩県医師会共済会特別会計(清算事務年度)の未収会費の損失処理の件

沖繩県医師会共済会解散に伴い、下記の未収会費の損失処理について、代議員会の議決を求めます。

沖繩県医師会共済会未収会費 294,000円

(提案理由)

沖繩県医師会共済会の未収会費については、沖繩県医師会共済会の清算に伴って、平成22年10月18日開催の第1回福祉・経営委員会において、減算処理(回収見込がないので、ゼロ扱い)することで、決定をしている。

については、清算事務処理をするにあたり、損失処理の手続きが必要となったので、ご承認賜りたい。

(未収会費)

年度	人数	金額
15年度	1名	30,000円
21年度	9名	264,000円
合計	10名	294,000円

第3号議案 平成22年度沖繩県医師会共済会特別会計(清算事務年度)収支予算補正の件

平成22年度沖繩県医師会共済会特別会計(清算事務年度)収支予算補正(案)

I 事業活動収支の部

1 事業活動収入

(単位:円)

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由	
大科目	中科目	小科目					
1. 雑収入			1,121,000	160,577	1,281,577		
	1. 雑収入		1,121,000	160,577	1,281,577		
		1. 受取利息		1,120,000	161,577	1,281,577	
		2. 雑収入		1,000	△ 1,000	0	
事業活動収入計			1,121,000	160,577	1,281,577		

2 事業活動支出

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由	
大科目	中科目	小科目					
1. 事業費支出			199,589,000	△ 75,000	199,514,000		
	1. 給付金		8,705,000	△ 75,000	8,630,000		
		1. 傷病給付金		6,405,000	1,725,000	8,130,000	
		2. 遺族給付金		1,800,000	△ 1,300,000	500,000	
		3. 災害給付金		500,000	△ 500,000	0	
	2. 還付金		190,884,000	0	190,884,000		
1. 退会還付金			190,884,000	0	190,884,000		
2. 管理費支出			2,497,000	△ 901,345	1,595,655		
	1. 管理費		2,497,000	△ 901,345	1,595,655		
		1. 賃金		1,090,000	△ 824,170	265,830	
		2. 消耗品費		211,000	△ 4,306	206,694	
		3. 印刷製本費		200,000	75,550	275,550	
4. 通信運搬費		996,000	△ 148,419	847,581			
3. 繰入金支出			1,000	808,042	809,042		
	1. 繰入金支出		1,000	808,042	809,042		
		1. 繰入金支出		1,000	808,042	809,042	県医師会へ繰入
事業活動支出計			202,087,000	△ 168,303	201,918,697		
事業活動収支差額			△ 200,966,000	328,880	△ 200,637,120		

報 告

II 投資活動収支の部

1 投資活動収入

(単位:円)

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
1. 特定預金取崩収入	1. 特定預金取崩収入		242,773,000	0	242,773,000	
			242,773,000	0	242,773,000	
		1. 特定預金取崩収入	242,773,000	0	242,773,000	
投 資 活 動 収 入 計			242,773,000	0	242,773,000	

2 投資活動支出

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
投 資 活 動 支 出 計			0	0	0	
投 資 活 動 収 支 差 額			242,773,000	0	242,773,000	

III 財務活動収支の部

1 財務活動収入

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
1. 貸付金返済収入	1. 貸付金返済収入		170,000,000	0	170,000,000	
			170,000,000	0	170,000,000	
		1. 会館建設特別会計貸付金返済収入	170,000,000	0	170,000,000	
財 務 活 動 収 入 計			170,000,000	0	170,000,000	

2 財務活動支出

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
1. 解散配分金	1. 解散配分金		223,174,000	1,863,625	225,037,625	
			223,174,000	1,863,625	225,037,625	
		1. 解散配分金	223,174,000	1,863,625	225,037,625	
2. 雑損失	1. 雑損失		0	294,000	294,000	
			0	294,000	294,000	
		1. 雑損失	0	294,000	294,000	
財 務 活 動 支 出 計			223,174,000	2,157,625	225,331,625	
財 務 活 動 収 支 差 額			△ 53,174,000	△ 2,157,625	△ 55,331,625	

IV 予備費支出

(単位:円)

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
1. 予備費	1. 予備費		450,000	△ 450,000	0	
		1. 予備費	450,000	△ 450,000	0	

当 期 収 支 差 額	△ 11,817,000	△ 1,378,745	△ 13,195,745
前 期 繰 越 収 支 差 額	11,817,000	1,378,745	13,195,745
次 期 繰 越 収 支 差 額	0	0	0

第4号議案 平成22年度沖縄県医師会一般会計収支予算補正の件

平成22年度沖縄県医師会一般会計収支予算補正(案)

I 事業活動収支の部

1 事業活動収入

(単位:円)

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
5. 受託金収入			12,174,000	11,915,000	24,089,000	
	5. 小児救急電話相談 事業委託金収入		0	11,915,000	11,915,000	沖縄県委託事業
9. 繰入金収入			1,000	808,000	809,000	
	1. 繰入金収入		1,000	808,000	809,000	共済会特別会計より繰入
事 業 活 動 収 入 計			281,121,000	12,723,000	293,844,000	

2 事業活動支出

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
1. 事業費支出			136,178,000	11,915,000	148,093,000	
	2. 地域医療・地域保健		26,442,000	11,915,000	38,357,000	
		2. 救急医療対策費	862,000	11,915,000	12,777,000	小児救急電話相談事業費(#8000)
事 業 活 動 支 出 計			312,576,000	11,915,000	324,491,000	
事 業 活 動 収 支 差 額			△ 31,455,000	808,000	△ 30,647,000	

III 予備費支出

科 目			補正前の額	補正額	補正後の額	補 正 の 理 由
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
1. 予備費			35,840,000	808,000	36,648,000	
	1. 予備費		35,840,000	808,000	36,648,000	

当 期 収 支 差 額	△ 62,020,000	0	△ 62,020,000
前 期 繰 越 収 支 差 額	62,020,000	0	62,020,000
次 期 繰 越 収 支 差 額	0	0	0



第5号議案 平成22年度地域医療連携体制総合調整事業特別会計収支予算の件(新設)

収支予算書(案) 地域医療連携体制総合調整事業特別会計
平成22年 4月 1日から平成23年 3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位:円)

科 目		予 算 額	備 考
大 科 目	中 科 目		
1. 補助金収入		15,000,000	
	1. 医療再生補助金収入	15,000,000	沖縄県補助事業
事業活動収入計		15,000,000	

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	備 考
大 科 目	中 科 目		
1. 事業費支出		15,000,000	
	1. 給料手当	3,720,000	2人
	2. 会議費	1,632,000	運営委員会2回 174,000 IT連携委員会4回 504,000 各作業部会9回 954,000
	3. 旅費交通費	3,322,000	香川・千葉・山形県調査 3,168,000 関係機関への説明会2回 40,000 市民講座 114,000
	4. 備品購入費	1,379,000	パソコン・サーバー
	5. 消耗品費	200,000	消耗品
	6. 印刷製本費	1,210,000	説明会資料印刷費 500,000 市民講座抄録・ポスター印刷費 500,000 その他資料印刷 210,000
	7. 通信運搬費	437,000	説明会資料送料 144,000 市民講座抄録・ポスター送料 144,000 その他資料送料 149,000
	8. 広告広報費	1,400,000	市民講座広告料4回分
	9. 諸謝金	700,000	関係機関への説明会講師謝金2回 300,000 市民講座講師謝金2回 400,000
	10. 賃借料	1,000,000	市民講座会場費2回分
事業活動支出計		15,000,000	
事業活動収支差額		0	

当期収支差額	0
前期繰越収支差額	0
次期繰越収支差額	0

第6号議案 平成22年度沖繩県医師会事業計画の件

平成23年度沖繩県医師会事業計画(案)

昨今、わが国では、急速な医療に関する市場原理主義の導入、医療の新自由主義的再編の動きが広がっている。政府は、昨年6月に「新成長戦略」を閣議決定し、医療、介護、健康関連産業を日本の成長牽引産業として位置づけ、加えて、医療の国際化の推進を決定した。

このことにより、営利を追求する意見や動きが活発となり、「混合診療の全面解禁」「医療ツーリズム」「株式会社参入」「外国人医師受け入れ」等様々な問題が浮上し、世界に冠たるわが国の医療制度の根幹である国民階級保険制度を揺るがす状況となっている。

一方、長年の医療費抑制政策により、全国で、医師不足、看護師不足等による医療崩壊が進み、地域医療を確保することが最優先課題となっている。かかる状況の中、現在、各都道府県において懸命に地域医療再生計画が推進されているところであり、さらに第二次の計画策定が求められている。

本会においても、平成22年度の事業計画の最重要課題に「地域医療の再生」を位置づけ、県行政、琉球大学医学部、各地区医師会等関係機関と緊密な連携を図り諸事業に取り組んだところである。

沖繩県医師会では、平成23年度も引き続き「地域医療再生」を旗印に掲げ、当該計画の着実な実行をめざし、①クリニカルシミュレーションセンターの設置・運営、②県下三臨床研修グループ（県立病院群、群星沖繩、RyuMIC沖繩）における研修の相互乗り入れプログラムの作成、③生活習慣病（脳卒中、糖尿病、心筋梗塞等）を中心とした地域連携クリティカルパスのIT連携システムの構築、④医師確保の一環として女性医師の復職支援、勤務環境の改善等に資するための「女性医師バンク事業」の推進、⑤本県の長年の懸案事項である北部・離島地域における産婦人科医不足解消のための「産婦人科医師確保・養成プロジェクト」等の事業を積極的に展開する。

また、会員を支援する取り組みとしては、来年4月に予定される診療報酬、介護報酬改定についての説明会開催や情報提供、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床工学士等医療関係職種を網羅した医療安全講習会の開催、近年増加する患者や家族からのクレームに対処するための講演会等を計画する。

その他、各種事業についても、日本医師会、九州各県医師会、各地区医師会との連携を図り、本会の使命達成のため下記事業を推進し、県民の保健・医療・福祉の向上に努める。

1) 沖繩県地域医療再生計画推進事業

＜地域医療連携体制総合調整事業の実施＞

北部保健医療圏をモデル地域として、生活習慣病（脳卒中、糖尿病、急性心筋梗塞等）を中心としたそれぞれの疾患における地域連携クリティカルパスを構築し、県内の他の医療圏へ展開することを念頭に地域全体の調整機能を持つ地域医療連携体制の基盤整備や良質な地域医療連携を推進していく。

今年度はシステム開発を中心に下記項目に沿って事業を展開する。

①地域医療（脳卒中・糖尿病）連携システム（仮称）の構築

地域医療の実態を把握するためのデータの一元管理や地域連携クリティカルパスシステムの運用を効率的に行うための情報共有システムを構築し、生活習慣病を中心とした疾患（脳卒中、糖尿病等）において、各時期を担う医療機関が機能分化を図り、地域住民にとって切れ目のない医療提供体制の構築に努める。

②地域医療支援センター運営委員会（仮称）の開催

医療と介護における情報共有・連携を図るとともに、事業の計画及び評価を行う。

③地域医療（生活習慣病）IT連携委員会の開催

②にて検討された事業計画の整備運用及び各都部会から提示される疾病毎の医療連携システムの整合性等について検討を行う。

④各疾患専門部会の開催

各都部会（脳卒中・糖尿病部会等）において、地域医療連携パスシステム（仮称）に表示するそれぞれの必要項目や分析機能等について検討を行う。

⑤関係機関等への説明会の開催

南部保健医療圏脳卒中医療連携関係者や各地区において開催されている糖尿病地域医療連携関係者への理解と協力を呼び掛ける説明会を必要に応じて開催する。また、市町村・国保連合会・被用者保険等の関係機関に対し、情報共有および連携を図る。

⑥糖尿病に関する市民公開講座の開催

地域住民への啓発活動の一環として、北部保健医療圏と南部保健医療圏において、糖尿病の予防から治療、地域における医療連携等についての市民公開講座を開催する。

以上は平成22年度から25年度までの補助事業である。国が地域医療再生計画の内容について認定したのに対し、それに必要な費用を都道府県が設置する地域医療再生基金に対して交付するものである。交付者は沖繩県、事業内容は上記のとおり、補助金等の名称は「地域医療連携体制総合調整事業」である。

<p>③女性医師の勤務環境整備に関する病院長等との懇談会 女性医師の働きやすい環境を整えていくことが、医師確保の面からも喫緊の課題であると考え、各施設の女性医師の働きやすい環境を目指し意見交換を行い、より良い勤務環境整備や環境改善等に繋がることを図る。</p> <p>④女性医師部会役員会 女性医師部会員を中心に構成され、上記(1)～(3)の事業を遂行するために検討を行い、男女共同参画社会の実現等に資する。</p> <p>⑤勤務医部会主催学術講演会 勤務医相互の連携や福祉増進、また、地域医療及び学術研究を含めた医療環境整備のため、その時宜に合ったテーマを取り上げ、講演会を開催する。</p> <p>⑥勤務医部会役員会 各地区医師会から選出された委員で構成され、勤務医の疲弊等解決すべき問題等を検討し意見交換を行う。</p> <p>⑦全国医師会勤務医部会連絡協議会並びに都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会へ出席 全国の医師会勤務医部会と連携を図るとともに、勤務医の機能分化、さらには過重労働や女性医師の就労に関する諸問題など多岐にわたる重要課題について検討し、意見交換を行い、県民の健康福祉の増進に資する。</p> <p>⑧産婦人科医師確保・養成プロジェクト委員会 北部地域における長年の産婦人科医師不足解消に向けて検討し意見交換を行い、沖縄全県下における産婦人科医療の充実を図る。</p>	<p>4) 医療保険対策事業</p> <p>①保険診療の適正化の推進 イ、個人面談指導の実施 会員並びに会員の保険医療機関による保険診療が適切に行われているかを指導・助言することで、診療報酬の誤請求を無くす。</p> <p>ロ、講習会等の開催 会員を対象に医療保険等に関する講習会等を開催し、保険診療上守るべきルールや適正な保険請求等について理解を深める。</p> <p>ハ、共同指導立会 厚生労働省並びに県が実施する共同指導・特定共同指導に立会い、会員へ指導結果の内容等について情報提供に努める。</p> <p>ニ、診療報酬改正説明会の開催 平成24年4月に改定される診療報酬について、同説明会を開催し、点数並びに施設基準の変更点や見直し等について迅速に情報を提供し、会員の適正な保険請求に繋がるよう努める。</p>
--	---

<p>2) 地域医療臨床研修対策事業</p> <p>①臨床研修病院長等会議の開催 県内の臨床研修病院長および研修委員長等で構成され、本県の3臨床研修グループ(県立病院群、群星沖縄、RyuMTC)の連携を行い、初期研修、専門(後期)研修及び復職研修支援等において、お互いに連携した研修プログラムを作成し、充実した研修体制の整備により、より魅力的な臨床研修事業を表現、離島をはじめ県内に定着する医師の確保を図る。</p> <p>②臨床研修病院実務者会議の開催 県内の臨床研修病院研修委員長や研修担当者により構成され、主に専門(後期)研修の相互乗り入れ実現に向けて具現化を図る。また、沖縄県地域医療再生事業(一次)により設置されたクリニカルシミュレーションセンターの運営促進・拡充発展について意見交換や情報共有を図る。</p> <p>③研修医歓迎レセプションの開催 県内に集まる全ての研修医を歓迎し、研修医間、研修医と指導医間、臨床研修病院間の親睦を深めることにより、本県の臨床研修体制の向上を図る。</p> <p>④地域医療臨床研修委員会の開催 各地区医師会からの担当理事で構成され、新医師臨床研修制度の充実及び後期研修・専門研修の充実を図るとともに、県内全体の循環型医師派遣システムの推進を図る。</p> <p>⑤日医指導医のための教育ワークショップへの派遣 研修医を指導する医師を養成するため、本会がその養成のための研修会へ派遣する。</p>	<p>3) 医師の勤務環境整備事業</p> <p>①沖縄県女性医師バンク事業 医師不足により崩壊する地域医療を守るため、出産及び育児等により医療現場を離れた女性医師の就業を支援することを目的とし、職場復帰に向けた支援を行い、医療全体の労働環境の改善に繋げ、地域の医師確保対策に資する。また、女性医師の就労継続を支援するため保育支援等も行っていく。 同事業は、沖縄県の委託事業である。</p> <p>②女性医師フォーラム 近年、医師全体に占める女性医師の割合が増加しており、女性医師を取り巻く現状や諸問題の解決にむけて、さまざまなテーマを取り上げフォーラムを企画開催する。</p>
---	--

<p>②審査業務の適正化</p> <p>イ、医療保険研究委員会並びに作業部会の開催 社保・国保両審査委員会から選出された委員で構成され、保険診療上の疑義解釈や審査に係る疑義事項の研究を行い、社保・国保審査基準の格差の是正について検討し両審査機関に具申を行う。</p> <p>ロ、両審査委員長との連絡会（社保・国保連絡会議） 社保・国保両審査委員長並びに副委員長で構成され、両審査会における審査状況並びに両審査委員の資質向上を目的とした講習会等の開催について検討し意見交換を行う。</p> <p>③会内委員会の活用 地区医師会医療保険担当理事連絡協議会の開催 各地区医師会からの担当役員で構成され、行政による個別指導の結果を伝達するとともに、各地区から提案された医療保険に関する諸問題について検討し意見交換を行う。</p> <p>④主管行政機関・保険者並びに両審査機関との連絡協調 九州厚生局沖縄事務所、県福祉保健部（国保・健康増進課）及び本会担当役員で構成された定期連絡会（年4回）を開催し、個別指導の内容や医療保険制度に関する情報収集並びに意見交換を行うとともに会員へ周知し指導にあたる。 また行政並びに日本医師会からの医療保険に関する情報を適正に伝達するため「会報付録・号外」を毎月発刊するとともに県医師会ホームページ、FAX等を活用して迅速なる情報伝達に努める。</p> <p>会員へ医療保険に関する情報の周知徹底を図り、本県における医療保険事業の円滑なる推進及び県民への適切な保険診療の提供に資する。</p> <p>⑤都道府県医師会社会保険担当理事連絡協議会、九州ブロック医療保険対策協議会等への派遣 医療保険制度や保険診療上の疑問点並びに診療報酬改定に伴う不合理点等を検討するための各種会議に担当役員を派遣し、中央並びに都道府県医師会の情報収集に努める。</p>	<p>ための講習会を企画し、各分科会を通じて再発防止に務める。</p> <p>②医事紛争処理委員会、サポーター委員会の開催 医事紛争（事故）について、患者・医療者の立場から早期解決を図るため、専門的な立場で検証を行うための委員会を開催し、医事紛争処理の迅速化に努める。又、当事者の医師が地域住民への医療提供体制を損なわないよう事案の解決に向けてサポーター委員会を設置し、会員の支援を行う。各地区医師会に医事紛争担当委員を置き協力して紛争の解決にあたる。</p> <p>③都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会への派遣 日本医師会で開催される都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会へ担当理事を派遣して、全国の情報収集に努めると共に医事紛争の防止並びに早期解決に努める。</p>
<p>6) 医学会事業</p> <p>①沖縄県医師会医学総会（春・秋） 春・秋（6月、12月）2回の医学総会を開催し、特別講演・シンポジウム・ミニレクチャー・一般講演を行い、会員の日頃の臨床例、グループ研究等幅広く研究発表を行い、会員の医療技術の向上、研鑽を図る。</p> <p>②沖縄医学雑誌の発行（4回） 集會号（抄録集）と記事特集（記録集）を発行し、医学に関する最新の学術知識と情報公開および共有を目的とする。</p> <p>③分科会長会議の開催 本会分科会の会長で構成され、沖縄県医師会医学総会に関する事項、分科会の新設に関する事項、学会の重要な会務に関する事項、その他会務に関する事項等を検討し意見交換を行う。</p> <p>④幹事会・プログラム編成委員会の開催 本会分科会の幹事で構成され、分科会長会に提案すべき事項、会務の運営に関する事項、その他会務に関する事項等を検討し意見交換を行う。</p> <p>⑤分科会活動の支援 各分科会における研修会や各種学術講演会等の分科会活動を推進する。</p> <p>⑥分科会活動並びに学術講演会開催への助成 上記⑤の事業を遂行するために、各分科会に対して助成金の交付を行う。また、県内で開催される全国規模・九州規模の学術講演会の開催を支援するため助成金の交付を行う。</p> <p>⑦生涯教育推進事業 イ、日本医師会生涯教育講座および日本医師会生涯教育協力講座の開催 日本医師会生涯教育講座は、日本医師会生涯教育カリキュラム＜2009＞に</p>	<p>6) 医学会事業</p> <p>①沖縄県医師会医学総会（春・秋） 春・秋（6月、12月）2回の医学総会を開催し、特別講演・シンポジウム・ミニレクチャー・一般講演を行い、会員の日頃の臨床例、グループ研究等幅広く研究発表を行い、会員の医療技術の向上、研鑽を図る。</p> <p>②沖縄医学雑誌の発行（4回） 集會号（抄録集）と記事特集（記録集）を発行し、医学に関する最新の学術知識と情報公開および共有を目的とする。</p> <p>③分科会長会議の開催 本会分科会の会長で構成され、沖縄県医師会医学総会に関する事項、分科会の新設に関する事項、学会の重要な会務に関する事項、その他会務に関する事項等を検討し意見交換を行う。</p> <p>④幹事会・プログラム編成委員会の開催 本会分科会の幹事で構成され、分科会長会に提案すべき事項、会務の運営に関する事項、その他会務に関する事項等を検討し意見交換を行う。</p> <p>⑤分科会活動の支援 各分科会における研修会や各種学術講演会等の分科会活動を推進する。</p> <p>⑥分科会活動並びに学術講演会開催への助成 上記⑤の事業を遂行するために、各分科会に対して助成金の交付を行う。また、県内で開催される全国規模・九州規模の学術講演会の開催を支援するため助成金の交付を行う。</p> <p>⑦生涯教育推進事業 イ、日本医師会生涯教育講座および日本医師会生涯教育協力講座の開催 日本医師会生涯教育講座は、日本医師会生涯教育カリキュラム＜2009＞に</p>
<p>5) 医療事故対策事業</p> <p>①医事紛争講演会等の開催 医療技術の進歩、高度化等に伴い、住民の医療ニーズが高まっている。また住民の権利意識等の高まりにより医事紛争（事故）が増加傾向にある。このような状況を未然に防止するために、会員へ防止策の啓発や迅速なる解決を目指し、その対処法等に関する講演会を開催する。また実際に生じた事例をもとに医療事故の防止の</p>	<p>5) 医療事故対策事業</p> <p>①医事紛争講演会等の開催 医療技術の進歩、高度化等に伴い、住民の医療ニーズが高まっている。また住民の権利意識等の高まりにより医事紛争（事故）が増加傾向にある。このような状況を未然に防止するために、会員へ防止策の啓発や迅速なる解決を目指し、その対処法等に関する講演会を開催する。また実際に生じた事例をもとに医療事故の防止の</p>

<p>基づいて生涯教育講座を立案し、会員の学術・技能の一層の向上を目的として研鑽する。また、日本医師会生涯教育協力講座は、社会構造の変化に伴い日常診療において遭遇する様々な疾病について、実地医家として修得すべき方法をセミナー方式で修得する。</p> <p>ロ、社会保険指導者講習会伝達講習会の開催 社会保険指導者講習会で修得した最新の医療情報等を会員に対して普及、推進する。</p> <p>ハ、生涯教育申告率の向上推進 会員の生涯教育を推進するため、各種講演会受講者名簿を基に会員の受講単一位・カリキュラムを集中管理し、日本医師会へ一括申告を行い、申告率の向上推進に努める。</p> <p>ニ、生涯教育システム構築及び運用 日本医師会生涯教育講座に指定された各種講演会等における取得単位の管理等が円滑に実施されるよう、岐阜県医師会が構築した「生涯教育管理システム」を本会に導入し、会員の生涯教育申告率の向上及び適切な生涯教育情報を提供する。</p>	<p>7) 地域医療対策事業</p> <p>①沖繩の医療のグランドデザインを描く委員会の開催 県民が安全・安心な医療が受けられるよう沖繩の医療の現状を分析し、地区医師会との密なる連携、大学・県立病院・本会会員の病院等との連携を図り、行政へ政策提言し、県民の保健・医療・福祉の向上に寄与することを旨とする。</p> <p>今年度は、主に下記項目について検討を行い、沖繩の医療における医師会・県・琉球大学のそれぞれの役割を確認し、本県の医療発展に向けて行政への政策提言を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 医師、研修医、専門医を養成する立場から考えられる琉球大学の役割 2) シミュレーションセンターを充実させる取り組み 3) 琉球大学がんセンターを中心にした大学内の癌治療への取り組み 4) 臨床研究・治験の推進 5) 医療における琉球大学工学部との医工連携 6) 琉球大学に開設されている産学官連携推進機構との連携による沖繩型産業の創出 7) 沖繩科学技術振興センターの活用 8) 沖繩総合事務局経済産業省が考える地域産業ビジョンの取り組み 9) その他
--	--

<p>②次期振興計画の医療分野に関する施策をまとめ県に提言 平成24年度より始まる次期沖繩振興計画に対し沖繩県の医療の未来像を描き、地域医療を再生するための施策をまとめ県に提言する。具体的には有識者会議を開催し、地域医療、沖繩県の長寿復活プランの作成、重粒子線などの最先端医療開発やシミュレーションセンターなどを活用した沖繩県の医療の活性化と産業界育成策の策定、またそれらを活用した人材育成などの国際研修センター構想などを検討する。</p> <p>③地域医療委員会の開催 各地区医師会からの担当理事で構成され、地域医療に関する諸問題等への対応について検討を行い、地域医療の充実・推進を図る。</p> <p>④沖繩県・沖繩県医師会連絡協議会の定期的開催 県行政の保健医療福祉担当主管等と沖繩県医師会が連絡調整を行うことにより、沖繩県の保健医療行政が円滑に推進されることを目的に開催する。</p> <p>⑤地域医療講演会の開催 地域医療活動を第一線で推進している講師や研究者等を招聘し、本県の地域医療提供体制の充実・強化を図る。</p> <p>⑥医療法・医師法に関する周知 医療法改正並びに医師法の改正等について、会員への的確な情報提供を行うことで、地域住民の安全な医療提供体制を確保する。</p> <p>⑦都道府県医師会地域医療担当理事連絡協議会への派遣 地域医療活動を円滑に行うために種々の問題について検討し意見交換を行う。</p> <p>⑧全国有床診療所連絡協議会への派遣 有床診療所に関する種々の問題について検討し意見交換を行う。</p> <p>⑨臨床検査精度管理事業の拡大推進 当初7項目から始まった調査も54項目に及んでおり、更に検査項目の拡大・充実を図り、本県の「医療の質の向上」と「維持」に不可欠である臨床検査の標準化を図る。</p> <p>⑩臨床検査精度管理調査結果報告会並びに講演会の開催 県民の医療に対するニーズは多様化し、臨床検査へのニーズも多様化・専門化している。平成20年4月から実施された特定健診・特定保健指導においては、健診の実施機関は、測定値及び判定値が異ならないよう精度管理を適切に行う必要があることから、沖繩県臨床検査技師会と協力し、より一層検査データの質の確保を図るとともに、知識・技術の啓発普及を図るべく、平成23年度第27回臨床検査精度管理調査結果報告書を作成し、報告会並びに講演会を開催する。</p> <p>⑪医師会病院・臨床検査センターの支援 医師会病院・臨床検査センター等医師会立共同利用施設の運営にかかる諸問題の解決に努めるとともに、当該施設の運営支援を図る。</p> <p>⑫臨床検査精度管理調査報告会、都道府県医師会精度管理担当理事連絡協議会への派遣</p>
--

<p>日本医師会が実施する臨床検査精度管理事業を把握し、本県の事業にフィードバックすべく、当該事業の関係役員を派遣する。</p> <p>また、日医、都道府県医師会が実施している臨床検査精度管理調査について、現状をお互いに理解し、問題を分析して、今後のあるべき姿を一緒に考えるため開催する都道府県医師会精度管理担当理事連絡協議会へ担当理事を派遣する。</p> <p>⑬九州ブロック医師会立共同利用施設連絡協議会、都道府県医師会共同利用施設担当理事会への派遣</p> <p>九州ブロックにおける医師会病院・臨床検査センター等医師会立共同利用施設の運営にかかる諸問題を把握し、県下施設の運営等に反映すべく、本年度佐賀県で開催される九州ブロック医師会立共同利用施設連絡協議会へ担当理事を派遣する。</p> <p>医療制度改革や介護保険法改正等の及ぼす影響を踏まえ、今後のあり方を検討し、地域医療の充実とさらなる発展を目指し協議する都道府県医師会共同利用施設担当理事会へ担当理事を派遣する。</p>	<p>8) 公衆衛生推進事業</p> <p>①健康おきなわ2.1推進委員会の開催</p> <p>各地区医師会からの担当役員で構成し、各種事業を遂行するために解決すべき問題点などを整理・検討し、県民の健康の保持・増進に向けて意見交換を行う。</p> <p>②「健康おきなわ2.1」事業推進に係る諸団体との連携強化</p> <p>早世の予防、健康寿命の延伸等、健康おきなわ2.1に係る事業を実現するため、県や市町村、各種医療福祉団体と連携し、推進体制の強化に努める。</p> <p>③特定健診・特定保健指導に関する検討会の開催</p> <p>各地区医師会からの担当役員で構成し、特定健診・特定保健指導事業を遂行するために解決すべき問題点などを検討し、円滑な制度運営に向けた意見交換を行う。</p> <p>④特定健診・特定保健指導に係る諸団体との連携強化</p> <p>特定健診の受診率向上、特定保健指導の適切な運用、早期の医療勧奨等を実現するため、県や各保険者と連携し、事業の実施体制の強化に努める。</p> <p>⑤特定健診・特定保健指導研修会の開催</p> <p>本県の特定健診・特定保健指導の適切な運用並びに質の向上を目的に、特定健診・特定保健指導実施機関を対象とした研修会を行う。</p> <p>⑥沖縄県糖尿病対策推進会議の開催</p> <p>沖縄県医師会、日本糖尿病学会九州支部、日本糖尿病協会沖縄県支部で構成し、本県の糖尿病予防に係る啓発活動並びに糖尿病対策に係る疾病管理の内容等について検討を行う。</p> <p>⑦感染症・予防接種委員会の開催</p> <p>各地区医師会からの担当委員で構成され、本県における感染症対策の充実・強化</p>
---	---

<p>及び予防接種事業の円滑な推進と接種率の向上について検討を行う。</p> <p>⑧感染症・予防接種講演会の開催</p> <p>感染症・予防接種対策を第一線で推進している講師や研究者等を招聘し、本県の感染症予防接種対策の充実・強化を図る。</p> <p>⑨感染症(新型インフルエンザ含む)危機管理対策事業の推進と協力・支援</p> <p>インフルエンザ、結核、エイズ、性感染症、麻しん排除計画等、感染症対策を推進するため、行政機関との連絡調整や各地区医師会と協議を行い、感染拡大防止に努める。また、メーリングリストによる連携の推進・情報の共有に努めるとともに、国内外からの持ち込み・拡散防止の為、検疫所や保健所との連携にも努める。また、平成22～23年度に実施される子宮頸がん予防(HPV)ワクチン、ヒブ(インフルエンザb型)ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについても関係機関と連絡調整を行い、適正かつ円滑な予防接種事業を推進する。</p> <p>さらに、県内における感染症の発生状況については、会報への掲載及び本会ホームページを活用して速報に努め、地域における感染の拡大防止に努める。</p> <p>⑩都道府県医師会感染症危機管理対策協議会への参加</p> <p>感染症対策の普及・啓発、予防等の推進を図るために担当役員を派遣し、効果的な施策・事業等について検討し意見交換を行う。</p> <p>⑪糖尿病対策推進会議への派遣</p> <p>日本医師会、日本糖尿病学会、日本糖尿病協会、日本植科医師会により設立された日本糖尿病対策推進会議へ本会担当役員を派遣し、糖尿病対策の普及・啓発、予防等について検討し意見交換を行う。</p> <p>⑫環境・医療廃棄物対策</p> <p>適切な医療廃棄物の処理に関する指導等を行い、各種環境破壊影響への長期対策を行う。</p> <p>⑬「食品安全に関する情報システム」モデル事業</p> <p>日本医師会が、日常診療において知り得た食品による健康被害に関する情報を収集、分析し、対応策をまとめ、診療の現場等に提供することによって、患者の食品安全を図ることを目的に平成18年度から実施した「健康食品安全情報システム」モデル事業を踏まえ、平成23年度から新たに「健康食品安全情報システム」事業として全国展開する。本会では、同事業に参加し、県民の健康被害を防ぐべく、会員の協力のもと、食品による健康被害に関する情報収集を行う。</p>
--

<p>す」</p> <p>各種会議報告、地区医師会報告、生涯教育、プライマリ・ケア、インタビュアー、若手コーナー、ロゴマークは語る、本の紹介、随筆、座談会の企画、保健・医療に関する月間行事等の様々なコーナーの掲載と共に、会員が興味関心を持つタイムリーな記事を掲載する。</p> <p>ハ、季節に見合った表紙写真の掲載 表紙を会員の作品で飾るべく随時写真募集を行う。掲載された写真の中から年間最優秀賞を選び、表彰する。</p> <p>②広報委員会の定期開催 会報内容の充実と円滑なる編集作業を推進すべく、毎月1回広報委員会を開催する。</p> <p>③都道府県医師会広報担当理事連絡協議会への派遣 日本医師会で開催される都道府県医師会広報担当理事連絡協議会へ担当理事を派遣し、保健、医療、福祉を取り巻く中央の情報把握すると共に、公衆衛生の向上を目指し、会員はもとより国民へ迅速かつ適切な情報発信について協議行う。</p> <p>④理事会速報の発行 会務の動向を迅速に地区医師会並びに会員へ情報提供すべく、理事会終了後速やかに概要を取り纏め、理事会速報として発行する。</p> <p>⑤沖縄タイムス「命ぐすい耳ぐすい」及び琉球新報「ドクターのゆんたくひんたく」の掲載 週1回沖縄タイムス、琉球新報に掲載する医療関連記事のプロモーションを行う。</p>	<p>11) 医療情報システム対策事業</p> <p>①医療情報システムの運営と活用 イ、医療情報の収集とデータベースの構築・管理 多岐に亘り日々配信される医療情報を効果的に収集・管理、データベース化し、会員及び県民に対し、効果的かつ適切な医療情報を提供する。 ロ、ウェブアプリケーション推進事業（講演会映像・資料、各種文書） 各種講演会等の映像や各種文書等をインターネット上で随時参照できる仕組みとして構築したウェブアプリケーション事業をインターネット上で随時参照できる仕組みとして構築し、会員及び県民に対し最新の医療情報を提供する仕組みを構築する。 ハ、沖縄県医師会ホームページのリニューアル 平成8年に運用を開始した沖縄県医師会ホームページのリニューアルを行い、ウェブアプリケーション事業との整合性を図るとともに、沖縄県医師会の情報発信の窓口として、より適切かつ効果的なホームページの運用を行う。</p>
---	---

<p>9) 対外広報活動事業（ふれあい広報活動）</p> <p>①対外広報活動の促進 イ、県民公開講座の開催（沖縄タイムス社） 近年における本県民の健康意識の低下により、健康長寿おきなわとしてのブランドイメージが失われつつある中、この危機的状況を広く県民に啓発し、各々の健康意識を高めていくため、県民公開講座を開催し健康長寿県復権をめざす。 ロ、県民健康フォーラムの開催（琉球新報社） 県民の心身共に健やかな発展を願い、県民への健康啓発活動の一環として、乳幼児から高齢者までの全ての県民のライフステージに合った健康保持・増進に寄与すべく、その時宜にかなったテーマを設定し、県民健康フォーラムを開催する。 ハ、医療に関する県民との懇談会の開催 県下の医療に関する諸問題について、多くの県民の皆さんからご意見ご要望を承り、それを本会の会務に反映して患者さんと医師との信頼関係の醸成に努めるべく、県民が気軽に参加できる懇談会を開催する。 ニ、マスコミとの懇談会の開催 信頼される医師会づくりを目指すべく、マスコミ関係者との連携を強化するため、第一線記者との懇談会を企画し、常日頃から情報交換を密にしていく。 ホ、新聞等による啓発活動 ・ドクターのゆんたくひんたくの推進（琉球新報社） ・命ぐすい耳ぐすいの推進（沖縄タイムス社）</p> <p>②ふれあい広報委員会の開催 各地区医師会からの担当会員で構成され、各種事業を遂行するために解決すべき問題点などを検討し、広報対策を行う。</p> <p>③なごみ会共催県民健康フェア開催 県下医療関係17団体が加盟する医療保健連合「なごみ会」主催による健康フェアを開催し、各団体毎に様々な医療情報提供や指導等を行い、県民の健康保持増進を図る。</p>	<p>10) 対内広報活動事業</p> <p>①会報発行事業 イ、定期発行の刊行 広報誌を毎月1回発行し、会員の他、県・関係団体・日医・都道府県医師会・国や県立図書館・海外友好医師会等へ送付する。 ロ、基本編集方針は「オリジナル記事の増加促進と会員1人1題以上の寄稿を目指す</p>
--	---

<p>③学校保健関連諸事業への協力 沖縄県教育委員会や各団体が企画する学校保健関連事業に、専門医の派遣や県立高校への学校医の推薦等を行う。</p> <p>④九州各県、沖縄県教育委員会をはじめ関連機関との連携強化 九州各県・沖縄県教育委員会等関係機関と連携を図ることにより、学校保健活動の円滑な推進を図る。</p> <p>⑤全国学校保健・学校医大会への役員派遣 全国的な学校保健活動の潮流を把握すべく、全国学校保健・学校医大会が主催する講習会等に、学校医部会役員を始め地区医師会代表者を派遣する。</p> <p>⑥九州ブロック学校保健・学校医大会並びに九州学校校診協議会への役員、専門委員の派遣 学校保健に関する諸問題への対処について検討し、意見交換を行うとともに、心臓検診、腎臓検診、小児生活習慣病検診の各部門へ専門委員を派遣し、学校検診の制度の向上のため検討を行う。</p> <p>⑦日本医師会講習会への派遣 日本医師会が主催する学校保健講習会・母子保健講習会等に学校医部会役員を始め専門医師を派遣し、意見交換を行う。</p>	<p>14) 産業保健対策事業</p> <p>①産業医の育成・資質の向上 日本医師会認定産業医制度に基づく研修事業を(財)産業医学振興財団との整合性を図りながら実施し、産業保健に関する会員の資質の向上を図る。 産業保健をめぐっては、現在課題となっている事業場における医師による面接指導、過重労働やメンタルヘルス対策への対応の問題等、産業医の果たす役割が増している。これらに適切に対応するために、労働者からの要請に応えられるよう研修会の充実を図り、産業医の育成・資質の向上に努める。</p> <p>②産業保健事業指導者の育成・資質向上 厚生労働省、日本医師会、都道府県医師会、地域産業保健センター、労働者健康福祉機構、産業医学振興財団との意見交換を定期的に行い、産業医制度の定着と産業保健活動の推進に資することを目的とした産業医活動推進全国会議に役員を派遣し、本県における産業保健活動の資質向上を図る。</p> <p>③労働局並びに関係団体との連携 県内50人以上事業場の産業医選任率向上のため、沖縄労働局との連携を図るとともに、50人未満の労働者を擁する企業の労働者への産業保健サービスを行う地域産業保健センターを支援推進するなど関係団体との連携を図る。</p>
--	---

<p>②情報システム委員会の開催 各地区医師会からの担当会員で構成し、上記①の事業を遂行するために解決すべき問題などを検討し、本県の効果的な医療情報の提供に向けた意見交換を行う。</p> <p>③日医医療情報システム協議会、都道府県医師会情報システム担当理事連絡協議会等の派遣 医療情報システムを検討するための各種会議に担当役員を派遣し、効果的な医療情報の提供や、地区医師会や各会員との情報ネットワークの体制構築等について検討し意見交換を行う。</p>	<p>12) 介護保険対策事業</p> <p>①行政並びに各保険者等との連携強化 高齢者が安心して地域で暮らし続けることのできる介護サービスの基盤整備を図るため、県や各保険者等と連携し、円滑な制度運営の強化に努める。</p> <p>②介護保険説明会の開催 介護保険制度や介護予防の推進、介護サービスの支援体制の強化を目的に、介護保険制度において重要な役割を担う主治医を対象とした説明会及び研修会を行う。</p> <p>③高齢者対策委員会の開催 各地区医師会からの担当会員で構成し、上記(1)～(2)の事業を遂行するために解決すべき問題点などを検討し、本県の介護保険事業を含む高齢者保健福祉に係る意見交換を行う。</p> <p>④都道府県医師会介護保険担当理事連絡協議会等への派遣 介護保険制度や在宅医療等、高齢者保健福祉事業の円滑な推進を検討する各種会議に担当役員を派遣し、高齢者を支援するための施策・事業等について検討し意見交換を行う。</p>	<p>13) 学校保健対策事業</p> <p>①沖縄県学校保健・学校医大会の開催 医学の進歩に伴う医療知識・技術の進展及び児童生徒の健康の保持増進に対する今日的課題を専門的に研修する事業で、学校医・養護教諭・学校関係者が共通の認識を持つことにより、児童生徒の心身の健康保持増進に資することを目的とする。</p> <p>②学校医部会常務理事会の開催 各地区医師会長並びに担当理事と学校保健に関わる心臓・腎臓・小児生活習慣病・眼科・耳鼻科・精神科の専門医師で構成し、学校保健に関する諸問題への対応について検討を行い、学校保健の充実を図る。</p>
--	--	--

<p>15) 救急医療対策事業</p> <p>①救急医療担当理事連絡協議会の開催 各市区医師会の担当理事で構成され、救急医療に関する諸問題への対応について検討を行い、救急医療体制の充実を図る。</p> <p>②救急医療研修会の開催 救急医療活動を第一線で推進している講師や研究者等を招聘し、本県の救急医療対策の充実・強化を図る。</p> <p>③沖縄県小児救急電話相談事業（#8000）の実施 夜間子どももの急な病気に困ったときなど、保護者等からの相談に医師・看護師が電話により応じることにより、小児救急現場の電話対応の緩和、不要不急な救急病院受診抑制等、救急病院の負担の軽減に努める。昨年度に引き続き沖縄県より委託を受けて実施する。</p> <p>④災害発生時の救急医療体制の検討 沖縄県と沖縄県医師会における災害時の医療救護に関する協定に基づき、災害発生時に被害の最小化を図るための医療救護活動の充実を図る。</p> <p>⑤航空機事故、広域災害等における救急活動の訓練 那覇空港航空機事故災害への対応について、那覇空港消防火救難協議会において、関係機関との連携を図り救難活動に万全を期すよう努めると共に、訓練等へ会員を派遣し医療救護技術の習得を行う。また、全県的な災害発生時に備えて、年に一度、緊急時連絡網を更新する等、沖縄県地域防災計画に積極的に関与し、医療救護活動について検討するとともに、防災訓練へも医師を派遣し緊急時の対応の充実を図る。</p> <p>⑥離島における救急対策、安全対策の検討 ドクターヘリ運航事業や沖縄県が実施するヘリコプター等添乗医師等確保事業運営協議会に役員を派遣し、安全な患者搬送について検討を行う。</p>	<p>16) 母体保護事業</p> <p>①指定基準の遵守と審査の公正 新規申請及び更新申請について、学術技術及び施設等を審査し、結果を沖縄県医師会長へ啓申し、指定する。</p> <p>②指定医師及び指導員の資質の向上 指定医師及び指導員の資質の向上を図り、日本産婦人科医会沖縄県支部及び産婦人科学会等の講習会、研修会などの開催を支援する。</p> <p>③家族計画・母体保護法指導者講習会への派遣 厚生労働省と日本医師会が共催する家族計画・母体保護法指導者講習会へ指導者</p>
---	---

<p>④沖縄産業保健推進センターとの連携 産業医研修会カリキュラムの整合性を図る。 産業保健機関等が実際に活動するに当たり、円滑実施のための方法について専門的相談・情報提供等を行っている沖縄産業保健推進センターと連携し、産業医研修会カリキュラムの整合性を図るとともに、産業保健活動の推進を図る。</p> <p>⑤産業医研修会の開催 （財）産業医学振興財団から「産業医研修事業委託費」を受け、会員を対象に研修会を実施している委託事業である。経済状況が大きく変化している現在、職場環境の影響は大い。このようなか中で産業医は、労働者の環境改善、労働安全衛生確保のために常にその資質の向上が求められている。このため財団の委託を受け、研修会を実施する。産業医研修は、産業医基本研修・産業医資質向上研修がある。 また、委託事業として、産業医研修連絡協議会があり、本会、沖縄労働局、沖縄県労働基準協会、沖縄産業保健推進センターで構成している。</p> <p>⑥スポーツ医研修会への支援 地域保健活動の一環である健康スポーツ医活動の推進を図るため、日本医師会健康スポーツ医の養成とその資質向上を目的として開催する研修会への支援を行う。</p> <p>⑦労災・自賠責保険診療の適正化 イ、労災部会と連携して当該保険診療の適正化(充実)を図る。 労働者災害補償保険法による診療の充実及び医療内容の向上を図ることを目的に事業を行っている労災部会と連携して労災保険診療の適正化を図る。 ロ、（財）労災保険情報センターとの連携 労災保険に関する事業を円滑に推進するため、沖縄労働局並びに（財）労災保険情報センターとの連携を図る。 ハ、自動車保険診療費算定基準の運用促進 本会、沖縄自賠責損害調査事務所、損保協会沖縄支部の三者間で協力し、引き続きその円滑な運用を図る。また、県下の交通事故医療を取り巻く諸問題並びに自賠責保険制度の諸問題について検討し、交通事故医療の適正化を図る。</p> <p>⑧沖縄県地域産業保健センター事業 厚生労働省沖縄労働局から「沖縄県地域産業保健センター事業委託費」を受け、産業医等の選任義務のない労働者数50人未満の事業場及び労働者に対して、労働者の健康管理等の産業保健サービスを充実させることを目的に、事業を実施している委託事業である。産業保健活動の実情等を勘案し、本会を統括事務所とし、那覇地域・中部地域・北部地域・離島の宮古地域・八重山地域の5ヶ所で構成し、健康・メンタルヘルス相談、指導事業等を実施する。</p>	<p>①指定基準の遵守と審査の公正 新規申請及び更新申請について、学術技術及び施設等を審査し、結果を沖縄県医師会長へ啓申し、指定する。</p> <p>②指定医師及び指導員の資質の向上 指定医師及び指導員の資質の向上を図り、日本産婦人科医会沖縄県支部及び産婦人科学会等の講習会、研修会などの開催を支援する。</p> <p>③家族計画・母体保護法指導者講習会への派遣 厚生労働省と日本医師会が共催する家族計画・母体保護法指導者講習会へ指導者</p>
---	--

<p>に、相談窓口で解決困難な事案に対処するための苦情処理機関として、弁護士、医師、学識経験者で構成する「診療情報提供推進委員会」を設置し、県民への適正な診療情報提供の促進を図る。</p>
<p>18) 看護師養成対策事業</p> <p>①看護師養成校への支援 県民の保健・医療・福祉の向上並びに安全・安心の医療提供体制を構築するためには、安定的な看護職者の養成及び確保を図ることが急務である。本年度も管下医師会立看護師等養成校3校に対し、運営補助金を助成する。</p> <p>②都道府県医療関係者担当理事連絡協議会へ出席 看護職員等を巡る最近の動向や確保対策について報告を受け、厚労省事務官を交えて看護職員に関する諸問題について検討・意見交換を行い、県民の健康福祉の向上に資する会議である。</p>
<p>19) 医療従事者対策事業</p> <p>①永年勤続医療従事者表彰 従業員福祉の一環として、会員が開設する医療施設及び医師会に20年以上勤務する医療従事者を対象に、毎年実施している永年勤続医療従事者表彰は、本年度も開催する。</p>
<p>20) 会員及び従業員の福祉共済事業</p> <p>①会員の医療経営に向けた対応 会員の医療経営の安定に向け、税制問題に関する諸問題に対応するため、地元選出の国会議員へのロビー活動を通じて、損税解消（控除対象外消費税）のための活動に努めるとともに、日本医師会や九医連と連携し情報交換を行い関連の情報提供に努める。</p> <p>②医師年金・厚生年金基金・国民年金基金制度に関する啓発、加入促進 会員の老後の生活を安定させるため、各種年金制度への加入を促進し、啓発に関する資料等の情報提供を行い、以って福祉の向上に努める。</p> <p>③日医医賠責保険並びに特約保険の加入促進 良質な医療提供に専念するため、日本医師会が運営する日医医賠責保険並びに特約保険への加入を促進する。</p>

<p>を派遣し、資質の向上を図る。</p> <p>④日産産性教育指導セミナーへの派遣 日本産婦人科医会が開催する性教育指導セミナーへ会員を派遣し、資質の向上を図る。</p>
<p>17) 医道の向上に関する事業</p> <p>①「医の倫理綱領」、「医師の職業倫理指針」、「診療情報の提供に関する指針」、「診療に関する個人情報取り扱い指針」の周知徹底 会員の倫理意識の高揚並びに患者への診療情報提供の推進、個人情報情報の適切な取扱いに資するべく、「医の倫理綱領」、「医師の職業倫理指針」、「診療情報の提供に関する指針」、「診療に関する個人情報取り扱い指針」の周知徹底を図る。</p> <p>②会員の倫理向上委員会の開催 医の倫理に反するあらゆる不適切な行為を根絶し、医療を受ける県民と医療を提供する医師との信頼関係の構築に努め、県民に安心で安全な質の高い医療を提供すべく、医の倫理に関する資料収集及び資料提供を行うと共に、会員の不適切な行為や医の倫理にもとる医療事故等の事実が判明した場合、当該会員に対して適切な対応に努め、会員の意識改革を図る。</p> <p>③会員の倫理向上を目的とした講演会の開催 現在、全国的に医療事故、訴訟が増加の一途をたどり、また、患者の権利意識の高揚、価値観の多様化等により、医療従事者に対するクレームも増加している。このような状況を未然に防ぐために、本会では、会員が倫理及び医療安全の問題に関心をもち、当該問題に積極的に取り組むべく、専門家を招聘し講演会を開催する。</p> <p>④医療安全対策講習会の開催 医師を始め地域の医療従事者が互いに協力しながら、医療の質・安全の確保と向上を目指すことを目的に、講習会を開催する。</p> <p>⑤県民からの苦情相談窓口の対応 苦情相談事例集の作成・会員への配布 県民へ安心、安全な医療を提供すると共に、医療の質の向上を目指し、医師と患者との信頼関係の構築に資するべく、「診療に関する相談窓口」を設置し、県民、患者からの苦情・相談を受ける。 受けつけた苦情や相談については、適宜、当該医療機関等に確認しながら対応する。また、苦情内容とその対応状況を事例集として取り纏め、日常診療における「医療安全の参考資料」として会員施設へ情報提供を行う。</p> <p>⑥診療情報提供推進委員会の開催 カルテ等、診療情報提供の開示請求に際し、医療機関（医師）と患者の間に紛争が生じた場合、その解決に当たるとともに、事務局に「苦情相談窓口」を設置すると共</p>

<p>21) 関係団体に関する事業</p> <p>①日本医師会及び都道府県医師会との連絡協調 中央における医療情勢を速やかに入手すると共に、地域医療をはじめ保健、介護等に関する各都道府県医師会が抱える問題や課題等について相互の意見交換や情報収集を行うべく日本医師会及び都道府県医師会との連絡協調を図る。</p> <p>②九州医師会連合会との連絡協調 九州各県における保健・医療・福祉活動の充実、並びに円滑なる推進を図り、県民生活の向上に資するべく、九州医師会連合会の下記諸事業に参画する。 又、2年後の平成25年度は本会が九州医師会連合会の担当県となることからその準備に取り組む。 イ、常任委員会 九州各県医師会会長が一堂に会し、地域医療をはじめとする保健、介護、福祉に関する相互の問題や各県独自の課題等について検討協議すると共に、その問題点等をつまびらかにし、問題の内容によっては、日本医師会や厚生労働省にその解決を要請し、九州各県民の福祉向上に資する。 ロ、委員総会 九州医師会連合会の事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算等の組織運営に関する重要事項を審議する。 ハ、各種協議会 九州各県医師会役員が一堂に会し、医療制度、医療保険、介護保険、地域保健(特定健診、集団感染等)等具体的な事項について、相互の情報交換を行うと共に、各県独自の問題や課題等について協議を行い、各県における円滑なる地域医療保健福祉活動に資する。 ニ、九州各県保健医療福祉主管部長・九州各県医師会長合同会議 九州各県の医療行政の責任者と医療提供の責任者が一堂に会し、相互の連絡調整を図ると共に、懸案事項について検討協議を行い、九州各県における円滑なる医療行政の推進に資する。 ホ、九州ブロック日医代議員連絡会 全国の医師会員で組織する日本医師会の事業計画及び予算、事業報告及び決算をはじめ適正な国民医療の確保推進に際する諸問題等、重要事項を審議する代議員会に際しては、全国的な会の運営上、ブロック毎の対応となることから、九州ブロックの一員として日本医師会代議員会に臨むに当たって、予め九州ブロック内での連絡調整をはかる。</p>	<p>解決に当たると他、県行政への必要な提言等を行うため当懇談会を開催する。</p> <p>④その他関係団体との調整 県行政をはじめ各種関係団体との連携強化を図り、本会の諸事業の推進と安全・安心な良質の医療提供体制の強化に努める。</p>
<p>③沖縄県医療保健連合(なごみ会)懇談会の開催 県下の保健、医療、福祉活動を円滑、かつ効率的に推進すべく、県内の医療関係(17団体)が一堂に会し、当面する諸問題について検討協議し、協働して問題の</p>	<p>22) 海外医師会との交流</p> <p>①台中市医師公会との交流促進 平成16年2月に姉妹会を締結した、隣国で沖縄県と歴史的にも結び付きが深く、中華民国創建100年を迎える台湾の台中市医師公会を訪問し、新型インフルエンザや鳥インフルエンザ対策並びに両国の医療制度、医療保険制度等について情報交換を行い、今後の医師会活動に資する。</p>
<p>23) その他(新公益法人制度移行に関する作業の推進)</p> <p>①新公益法人制度移行に関する作業の推進 イ、本会及び法人格を有する地区医師会が新公益法人制度への円滑なる移行を進めるべく、中央より専門家を招聘し勉強会を開催する。また、これらに関する情報を迅速に地区医師会へ伝達する。 ロ、新公益法人制度の申請に必要な、定款・諸規程変更案の作成を行う。 ②定款等諸規定検討委員会の開催 新公益法人制度への移行申請に向け、定款・諸規程改正案を作成する。特に、定款の改正案については、県行政の担当部局との調整を経、定款等諸規定検討委員会、理事會、代議員會、総會に上程し最終承認を得るべく作業を進める。</p>	<p>23) その他(新公益法人制度移行に関する作業の推進)</p>

第7号議案 平成23年度沖縄県医師会諸会費賦課徴収の件

平成23年度沖縄県医師会諸会費賦課徴収要項

1. 入会金を次のとおり賦課徴収する。
 - A会員 私的医療機関（保健施設を含む）の開設者、管理医師もしくはこれに準ずる医師。 50,000円
私的医療機関（保健施設を含む）においては、1名以上をA会員とする。
 - B会員 A・C会員以外の勤務医師。 2,000円
 - C会員 国・地方公務員及びこれに準ずる医師。 2,000円
 ただし、B・C会員が身分を変更してA会員となった場合は差額を徴収する。

2. 沖縄県医師会一般会費を次のとおり賦課徴収する。
 - A会員 下記ランク表のとおりとする。
 - B会員 均等割のみとし月額3,000円とする。ただし、医師法に基づく研修医は月額1,000円とする。
 - C会員 均等割のみとし月額2,500円とする。
 ただし、医師法に基づく研修医及び大学院生、研究生は月額1,000円とする。

3. 会館建設負担金を各々20年間の合計でA会員36万円、B会員24万円、C会員12万円、次のとおり賦課徴収する。
 - A会員 均等割とし月額1,500円とする。
 - B会員 均等割とし月額1,000円とする。ただし、研修医は免除する。
 - C会員 均等割とし月額500円とする。ただし、研修医は免除する。
 ※昭和50年度から昭和58年度の間に用地特別会計拠出金を納付した者は、会館建設負担金賦課額との差額分を徴収する。
 また、会員種別を変更した場合は、変更後の会員種別の負担金賦課額に達するまで徴収する。

4. 医事紛争処理会費は平成23年度は徴収しない。

A会員一般会費ランク表

ランク	賦課対象額収入区分 (医業総収入) 単位：万円	収入割		均等割 円	合計 (年額) 円
		1.32	円		
1	2,000未満	0		132,000	132,000
2	2,000以上～3,000未満	26,400		132,000	158,400
3	3,000以上～4,000未満	39,600		132,000	171,600
4	4,000以上～5,000未満	52,800		132,000	184,800
5	5,000以上～6,000未満	66,000		132,000	198,000
6	6,000以上～7,000未満	79,200		132,000	211,200
7	7,000以上～8,000未満	92,400		132,000	224,400
8	8,000以上～9,000未満	105,600		132,000	237,600
9	9,000以上～10,000未満	118,800		132,000	250,800
10	10,000以上～11,000未満	132,000		132,000	264,000
11	11,000以上～12,000未満	145,200		132,000	277,200
12	12,000以上～13,000未満	158,400		132,000	290,400
13	13,000以上～14,000未満	171,600		132,000	303,600
14	14,000以上～15,000未満	184,800		132,000	316,800
15	15,000以上～16,000未満	198,000		132,000	330,000
16	16,000以上～17,000未満	211,200		132,000	343,200
17	17,000以上～18,000未満	224,400		132,000	356,400
18	18,000以上	237,600		132,000	369,600

平成23年度諸会費賦課徴収表

1. 沖縄県医師会諸会費

会費種別	会員種別	引去月	4	6	8	10	12	2	合計
		月分	4・5月分	6・7月分	8・9月分	10・11月分	12・1月分	2・3月分	
沖縄県医師会費	A 会 員		収入割 +均等割 22,000	〃	〃	〃	〃	〃	収入割 +均等割 132,000
	B 会 員		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	36,000
	医師法に基づく研修医		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	12,000
	C 会 員		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	30,000
	①医師法に基づく研修医 ②大学院生, 研究生		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	12,000
会館建設負担金	A 会 員		3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000
	B 会 員		2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	12,000
	C 会 員		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000
医事紛争処理会費 ※平成23年度は 徴収しない	A 会 員		—	—	—	—	—	—	—
	B 会 員		—	—	—	—	—	—	—
	C 会 員 (日医A2)		—	—	—	—	—	—	—

2. 日本医師会会費、九州医師会費等

会費種別	会員種別	引去月	4	6	8	10	12	2	合計
		月分	4～7月分	8～11月分	—	12～3月分	—	—	
日本医師会費	A1 会 員		42,000	42,000	—	42,000	—	—	126,000
	A2 (B) 会 員		27,000	28,000	—	27,000	—	—	82,000
	A2 (C) 会 員		13,000	13,000	—	13,000	—	—	39,000
	B 会 員		9,000	10,000	—	9,000	—	—	28,000
	C 会 員		2,000	2,000	—	2,000	—	—	6,000
九州医師会費 (日医会員)	A1・A2 (B)・B会員		1,500	—	—	—	—	—	1,500
	A2 (C)・C会員		500	—	—	—	—	—	500
九州医学会費 (日医会員)	A1・A2 (B)・B会員		2,500	—	—	—	—	—	2,500
	A2 (C)・C会員		1,500	—	—	—	—	—	1,500

第8号議案 平成23年度沖繩県医師会諸会費減免者の件

平成23年度沖繩県医師会諸会費減免者

- 1. 高齢による減免者（満77歳以上）
（A会員38人、B会員57人、C会員8人、計103人）
- 2. 疾病による減免者
（A会員6人、B会員2人 計8人）
- 3. 本年度中に満77歳に達する会員
（A会員9人、B会員4人 計13人）

収支予算書〈正味財産増減計算書〉総括表

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

社団法人 沖繩県医師会 (単位:円)

科目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設 特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計	地域医療連携体制総 合調整事業特別会計	小計	内部取引控除	合計
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
特定資産運用益								
受取入金								
受取入金	1,666,000					1,666,000		1,666,000
受取会費								
受取会費	229,271,000	1,000				229,272,000		229,272,000
負担金収入			23,448,000			23,448,000		23,448,000
事業収益								
医学会発表者参加料	450,000					450,000		450,000
母体保護法指定医審査申請料	34,000					34,000		34,000
精度管理参加料	1,320,000					1,320,000		1,320,000
認定産業医申請料	1,210,000					1,210,000		1,210,000
認定スポーツ医申請料	170,000					170,000		170,000
ICLS受講料	1,000					1,000		1,000
会報広告料収入	1,680,000					1,680,000		1,680,000
受取助成金								
日医助成金収入	6,052,000					6,052,000		6,052,000
生涯教育助成金	1,686,000					1,686,000		1,686,000
食品安全助成金収入	200,000					200,000		200,000
予防接種助成金	250,000					250,000		250,000
糖尿病対策支援金	400,000					400,000		400,000
勤務医活動助成金	510,000					510,000		510,000
女性医師活動助成金	300,000					300,000		300,000
受取受託金								
女性医師バンク事業委託金収入	7,649,000					7,649,000		7,649,000
産業医研修会委託金収入	2,481,000					2,481,000		2,481,000
労災医療学術研修助成金収入	1,000,000					1,000,000		1,000,000
小児救急電話相談事業委託金収入	12,681,000					12,681,000		12,681,000
産業保健センター事業補助金収入				31,786,000		31,786,000		31,786,000
賃貸料収益								
事務所賃貸料収入	9,360,000					9,360,000		9,360,000
会館賃貸料収入	7,962,000					7,962,000		7,962,000
機器使用料等収入	6,490,000					6,490,000		6,490,000
寄付金収益								
寄付金収入	1,000					1,000		1,000
雑収益								
受取利息	450,000	12,000	4,000			466,000		466,000
雑収益	700,000	1,000	1,000			702,000		702,000
補助金収入								
医療再生補助金収入					117,500,000	117,500,000		117,500,000
経常収益計	293,974,000	14,000	23,453,000	31,786,000	117,500,000	466,727,000		466,727,000

報 告

(単位:円)

科目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設 特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計	地域医療連携体制 総合調整事業特別会計	小計	内部取引控除	合計
(2)経常費用								
事業費								
役員報酬		1,260,000				1,260,000		1,260,000
給料手当					16,780,000	16,780,000		16,780,000
賃金	3,600,000			1,344,000		4,944,000		4,944,000
福利厚生費	548,000					548,000		548,000
委託費	16,763,000				88,578,000	105,341,000		105,341,000
会議費	12,119,000	716,000		75,000	2,439,000	15,349,000		15,349,000
旅費交通費	29,763,000	618,000		3,056,000	3,426,000	36,863,000		36,863,000
消耗品費	6,815,000	30,000		360,000	1,353,000	8,558,000		8,558,000
印刷製本費	22,213,000	50,000		200,000	1,408,000	23,871,000		23,871,000
通信運搬費	13,575,000	279,000		600,000	416,000	14,870,000		14,870,000
広告広報費	1,550,000				1,400,000	2,950,000		2,950,000
諸謝金	3,645,000	130,000		19,000,000	700,000	23,475,000		23,475,000
賃借料	9,084,000			5,510,000	1,000,000	15,594,000		15,594,000
保守管理費	1,170,000					1,170,000		1,170,000
渉外費	8,685,000					8,685,000		8,685,000
支払負担金	1,317,000					1,317,000		1,317,000
支払助成金	11,590,000	900,000				12,490,000		12,490,000
雑費	377,000			1,641,000		2,018,000		2,018,000
管理費								
役員報酬	12,090,000					12,090,000		12,090,000
給料手当	76,556,000					76,556,000		76,556,000
賃金	2,614,000					2,614,000		2,614,000
役員退職慰労引当費用	1,000					1,000		1,000
職員退職給付費用	1,000					1,000		1,000
福利厚生費	11,792,000					11,792,000		11,792,000
会議費	7,049,000					7,049,000		7,049,000
旅費交通費	300,000					300,000		300,000
消耗品費	2,623,000					2,623,000		2,623,000
印刷製本費	1,393,000					1,393,000		1,393,000
通信運搬費	2,680,000					2,680,000		2,680,000
修繕費	500,000					500,000		500,000
租税公課	10,025,000					10,025,000		10,025,000
賃借料	10,961,000					10,961,000		10,961,000
光熱水料費	6,300,000					6,300,000		6,300,000
管理委託費	5,242,000					5,242,000		5,242,000
保守管理費	1,623,000					1,623,000		1,623,000
保険料	3,252,000					3,252,000		3,252,000
支払利息			5,034,000			5,034,000		5,034,000
減価償却費	19,404,000					19,404,000		19,404,000
雑費	320,000		1,000			321,000		321,000

(単位:円)

科目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設 特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計	地域医療連携体制 総合調整事業特別会計	小計	内部取引控除	合計
経常費用計	317,540,000	3,983,000	5,035,000	31,786,000	117,500,000	475,844,000	0	475,844,000
評価損益等調整前当期経常増減額	-23,566,000	-3,969,000	18,418,000	0	0	-9,117,000	0	-9,117,000
特定資産評価損益等 評価損益等計 当期経常増減額	-23,566,000	-3,969,000	18,418,000	0	0	-9,117,000	0	-9,117,000
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
中科目別記載								
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用								
中科目別記載								
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額								
当期一般正味財産増減額	-23,566,000	-3,969,000	18,418,000	0	0	-9,117,000	0	-9,117,000

収支予算書総括表

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

社団法人 沖縄県医師会 (単位:円)

科 目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計会計	地域医療連携体制総 合調整事業特別会計	合 計
入会金収入	1,666,000					1,666,000
会費収入	229,271,000	1,000	23,448,000			252,720,000
事業収入	4,865,000					4,865,000
助成金収入	9,398,000					9,398,000
受託金等収入	23,811,000			31,786,000		55,597,000
賃貸料収入	23,812,000					23,812,000
寄付金収入	1,000					1,000
雑収入	1,150,000	13,000	5,000			1,168,000
補助金収入					117,500,000	117,500,000
事業活動収入計	293,974,000	14,000	23,453,000	31,786,000	117,500,000	466,727,000

2. 事業活動支出

科 目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計会計	地域医療連携体制総 合調整事業特別会計	合 計
事業費支出	142,814,000	3,983,000		31,786,000	117,500,000	296,083,000
管理費支出	155,322,000		5,035,000			160,357,000
事業活動支出計	298,136,000	3,983,000	5,035,000	31,786,000	117,500,000	456,440,000
事業活動収支差額	△ 4,162,000	△ 3,969,000	18,418,000	0	0	10,287,000

II 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

科 目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計会計	地域医療連携体制総 合調整事業特別会計	合 計
特定預金取崩収入	2,000	3,000,000				3,002,000
固定資産売却収入	2,000					2,000
投資活動収入計	4,000	3,000,000	0	0	0	3,004,000

2. 投資活動支出

科 目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計会計	地域医療連携体制総 合調整事業特別会計	合 計
特定預金支出	28,184,000					28,184,000
固定資産取得支出	2,000					2,000
投資活動支出計	28,186,000	0	0	0	0	28,186,000
投資活動収支差額	△ 28,182,000	3,000,000	0	0	0	△ 25,182,000

III 財務活動収支の部

1. 財務活動収入

科 目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計会計	地域医療連携体制総 合調整事業特別会計	合 計
財務活動収入計	0	0	0	0	0	0

2. 財務活動支出

科 目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計会計	地域医療連携体制総 合調整事業特別会計	合 計
長期借入金返済支出			16,380,000			16,380,000
財務活動支出計	0	0	16,380,000	0	0	16,380,000
財務活動収支差額	0	0	△ 16,380,000	0	0	△ 16,380,000

報 告

IV 予備費支出

科 目	一般会計	医事紛争処理 特別会計	会館建設特別会計	地域産業保健センター 事業特別会計	地域医療連携体制 総合調整事業特別会計	合 計
予 備 費	22,656,000	231,000	14,038,000	0	0	36,925,000
当期収支差額	△ 55,000,000	△ 1,200,000	△ 12,000,000	0	0	△ 68,200,000
前期繰越収支差額	55,000,000	1,200,000	12,000,000	0	0	68,200,000
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0

第9号議案 平成23年度沖縄県医師会一般会計収支予算の件

収支予算案 一般会計

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位:円)

大 科 目	中 科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
1. 入会金収入		1,666,000	1,780,000	△ 114,000	A会員(30人) B会員(80人) C会員(25人)
	1. 入会金収入	1,666,000	1,780,000	△ 114,000	1,456,000 160,000 50,000
2. 会費収入		229,271,000	228,206,000	1,065,000	A会員(706人) B会員(955人) C会員(509人)
	1. 会費収入	229,271,000	228,206,000	1,065,000	183,254,000 31,755,000 14,262,000
3. 事業収入		4,865,000	6,277,000	△ 1,412,000	
	1. 医学会発表者参加料	450,000	400,000	50,000	
	2. 母体保護法指定医師 審査申請料	34,000	289,000	△ 255,000	
	3. 精度管理参加料	1,320,000	1,350,000	△ 30,000	@ 15,000×88人
	4. 認定産業医申請料	1,210,000	1,210,000	0	@ 10,000×121人
	5. 認定スポーツ医 申請料	170,000	220,000	△ 50,000	@ 10,000×17人
	6. ICLS受講料	1,000	288,000	△ 287,000	
7. 会報広告料収入	1,680,000	2,520,000	△ 840,000	沖縄県医師会報広告掲載料	
4. 助成金収入		9,398,000	9,616,000	△ 218,000	
	1. 日医助成金収入	6,052,000	5,922,000	130,000	日医会費事務助成金 5,322,000 医師年金事務助成金 100,000 特約保険運用助成金 630,000
	2. 生涯教育助成金	1,686,000	1,684,000	2,000	日医生涯教育助成金 1,486,000 日医生涯教育 協力講座 200,000
	3. 食品安全助成金収入	200,000	200,000	0	日医食品安全情報システム事業助成金
	4. 予防接種助成金	250,000	300,000	△ 50,000	日医予防接種助成金
5. 糖尿病対策支援金	400,000	400,000	0	日医糖尿病対策推進会議支援金	

報 告

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
	6. 勤務医活動助成金	510,000	510,000	0	日医勤務医活動助成金	
	7. 女性医師活動助成金	300,000	600,000	△ 300,000	日医女子医学生、研修医等をサポートするための助成金 300,000	
5. 受託金等収入		23,811,000	24,089,000	△ 278,000		
	1. 女性医師バンク事業委託金収入	7,649,000	7,921,000	△ 272,000	沖縄県委託事業	
	2. 産業医研修会委託金収入	2,481,000	2,713,000	△ 232,000	産業医学振興財団委託事業	
	3. 労災医療学術研修助成金収入	1,000,000	740,000	260,000	労災保険情報センター助成金	
	4. 小児救急電話相談事業委託金収入	12,681,000	11,915,000	766,000	小児救急電話相談事業(#8000)委託費	
	医療連携体制推進事業委託金収入	0	800,000	△ 800,000		
6. 貸貸料収入		23,812,000	21,116,000	2,696,000		
	1. 事務所貸貸料収入	9,360,000	10,080,000	△ 720,000	協同組合 2,400,000 医師国保組合 2,400,000 沖医商事 2,040,000 産婦人科医会 480,000 医師連盟 2,040,000	
	2. 会館貸貸料収入	7,962,000	4,900,000	3,062,000	会員貸出 150回 1,800,000 会員外貸出170回 4,920,000 駐車場貸し出し 1,242,000	
	3. 機器使用料等収入	6,490,000	6,136,000	354,000	協同組合 1,292,000 医師国保組合 2,580,000 沖医商事 1,292,000 産婦人科医会 292,000 医師連盟 1,034,000	
7. 寄付金収入		1,000	1,000	0		
	1. 寄付金収入	1,000	1,000	0	費目存置	
8. 雑収入		1,150,000	1,950,000	△ 800,000		
	1. 受取利息	450,000	450,000	0	定期・普通預金利息	
	2. 雑収入	700,000	1,500,000	△ 800,000	労災保険情報センター事務協力費 680,000 雑 入 20,000	
繰入金収入		0	809,000	△ 809,000		
	繰入金収入	0	809,000	△ 809,000	廃目	
事業活動収入計		293,974,000	293,844,000	130,000		

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
1. 事業費支出		142,814,000	148,093,000	△ 5,279,000		
	1. 医学会対策費	12,540,000	11,532,000	1,008,000	①県医学会開催費 6,757,000 ②生涯教育推進費 2,234,000 ③社保伝達講習会費 99,000 ④分科会助成金 3,450,000	
	2. 地域医療臨床研修対策費	3,286,000	3,606,000	△ 320,000	①臨床研修関連費 3,286,000	
	3. 地域医療対策費	7,893,000	8,122,000	△ 229,000	①地域医療活動推進費 1,117,000 ②臨床検査精度管理事業費 2,355,000 ③連絡協議会費 1,121,000 ④地区医師会活動助成金 3,000,000 ⑤離島プロ事業継続寄付金 300,000	
	4. 救急医療対策費	13,000,000	12,777,000	223,000	①小児救急電話相談事業 12,681,000 ②救急医療研修事業 319,000	
	5. 公衆衛生推進対策費	5,134,000	5,455,000	△ 321,000	①健康おきなわ21推進費 626,000 ②特定健診・保健指導対策費 1,835,000 ③感染症・予防接種対策関連費 1,923,000 ④糖尿病対策費 550,000 ⑤食品安全情報システム事業委託費 200,000	
	6. 学校保健対策費	5,909,000	6,043,000	△ 134,000	①会議費 202,000 ②学校保健学校医大会費 458,000 ③九州ブロック学校保健大会関連費 2,600,000 ④全国学校保健大会旅費 1,293,000 ⑤日医学校保健講習会旅費 246,000 ⑥日医母子保健講習会旅費 246,000 ⑦学校保健関連費 424,000 ⑧学校保健活動助成金 440,000	

報 告

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
	7. 産業保健対策費	5,872,000	5,346,000	526,000	①産業医研修会開催費 3,017,000 ②産業医関連費 1,065,000 ③健康スポーツ関連費 100,000 ④産業保健申請料 605,000 ⑤健康スポーツ医申請料 85,000 ⑥労災自賠責保険関連費 1,000,000
	8. 母体保護対策費	575,000	614,000	△ 39,000	①母体保護関連費 260,000 ②母体保護法指導者講習会旅費 63,000 ③性教育指導セミナー旅費 252,000
	9. 情報システム推進対策費	8,452,000	8,994,000	△ 542,000	①会議費 156,000 ②情報システム連絡協議会費 708,000 ③情報システム構築費 2,220,000 ④情報システム運用費 5,070,000 ⑤通信運搬費 298,000
	10. 医療保険対策費	11,240,000	7,227,000	4,013,000	①会議費 612,000 ②医療保険連絡協議会費 334,000 ③医療保険講習会費 376,000 ④社保・国保審査対策費 190,000 ⑤診療報酬改定説明会費 3,212,000 ⑥会員指導費 580,000 ⑦保険関連対策費 5,936,000
	11. 介護保険対策費	863,000	939,000	△ 76,000	①会議費 112,000 ②介護保険推進費 50,000 ③介護保険研修会費 551,000 ④日医連絡協議会費 150,000
	12. 勤務医活動推進対策費	2,903,000	1,529,000	1,374,000	①会議費 509,000 ②勤務医部会講演会費 538,000 ③医師確保産婦人科プロジェクト事業費 799,000 ④連絡協議会費 1,057,000

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
	13. 女性医師活動推進対策費	8,749,000	8,720,000	29,000	①女性医師バンク事業 8,251,000 ②女性医師活動推進費 498,000
	14. 看護師養成対策費	4,843,000	4,779,000	64,000	①会議費 143,000 ②日医連絡協議会費 150,000 ③看護師生涯研修会 50,000 ④看護師養成助成金 4,500,000
	15. 会員福祉対策費	5,884,000	5,602,000	282,000	①会議費 42,000 ②日医連絡協議会費 150,000 ③公益法人制度説明会費 255,000 ④慶弔費 5,053,000 ⑤通信運搬費 384,000
	16. 医療従事者対策費	2,934,000	2,420,000	514,000	①永年勤続医療従事者表彰費 2,934,000
	17. 対内広報活動費	15,082,000	16,002,000	△ 920,000	①会議費 721,000 ②日医連絡協議会費 301,000 ③会報発行費 13,892,000 ④会史編纂会議費 168,000
	会史編纂編纂費	0	12,000,000	△ 12,000,000	廃目
	18. 対外広報活動費	5,487,000	5,417,000	70,000	①会議費 256,000 ②マスコミとの懇談会費4回 740,000 ③県民との懇談会費1回 491,000 ④県民公開講座開催費1回 1,750,000 ⑤県民健康フォーラム開催費1回 1,750,000 ⑥なごみ会県民健康フェア開催費1回 500,000

報 告

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
	19. 倫理向上対策費	2,670,000	1,282,000	1,388,000	①会議費	532,000
					②会員の倫理に関する講演会費	856,000
					③医療安全講演会費	599,000
					④日医医療事故防止研修会費	115,000
					⑤日医医療安全推進者養成講座	145,000
					⑥印刷製本員	423,000
	20. 対外交流費	4,500,000	5,556,000	△ 1,056,000	渉外費	
	21. 九州医師会連合会 関係費	10,565,000	9,121,000	1,444,000	旅費交通費	10,565,000
	22. 日本医師会関係費	4,433,000	1,700,000	2,733,000	旅費交通費	4,433,000
	負担金・助成金	0	3,300,000	△ 3,300,000	地区医師会活動助成金等 ※H23より地域医療対策費へ移行	
	業務費・会館管理費	0	10,000	△ 10,000	廃目 管理費支出へ移行	

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考	
大 科 目	中 科 目					
2. 管理費支出		155,322,000	176,398,000	△ 21,076,000		
	1. 報 酬	12,090,000	12,090,000	0	①役員報酬	11,880,000
					②会計士顧問料	210,000
	2. 給料手当	76,556,000	74,528,000	2,028,000	①給料 15人	48,186,000
					②扶養手当	1,560,000
					③通勤手当	2,074,000
					④住居手当	1,280,000
					⑤管理職手当	2,659,000
					⑥超勤手当	3,600,000
					⑦賞与	17,197,000
	3. 賃 金	2,614,000	2,615,000	△ 1,000	会館管理嘱託員賃金1名	
	4. 役員退職慰労金	1,000	500,000		費目存置	
	5. 職員退職金	1,000	20,767,000		費目存置	
	6. 福利厚生費	11,792,000	10,612,000	1,180,000	法定福利費等	
	7. 会議費	7,049,000	8,055,000	△ 1,006,000	①代議員会費	1,933,000
					②理事会等会議費	3,895,000
					③地区医師会連絡協議会費	1,221,000
	8. 旅費交通費	300,000	250,000	50,000		
	9. 消耗品費	2,623,000	2,894,000	△ 271,000	事務消耗品、諸購読料等	
	10. 印刷製本費	1,393,000	1,460,000	△ 67,000	議案書、封筒等	
	11. 通信運搬費	2,680,000	3,180,000	△ 500,000	電話料、切手、引去領収書等	
	12. 修繕費	500,000	2,900,000	△ 2,400,000	機材修繕費	
	13. 租税公課	10,025,000	8,518,000	1,507,000	土地・建物固定資産税、備品償却資産税、法人県民税・市民税、自動車税、消費税	
	14. 賃借料	10,961,000	11,535,000	△ 574,000	複写機等機器使用料・リース料、保守料	
	15. 光熱水費	6,300,000	6,300,000	0	①電気料	6,000,000
					②水道料	300,000
	16. 管理委託費	5,242,000	5,242,000	0	清掃委託費、警備委託費	
	17. 保守管理費	1,623,000	1,596,000	27,000	電気保安管理費、エレベータ保守管理費、空調機器保守管理料、消防設備保守料	
	18. 保険料	3,252,000	3,036,000	216,000	建物・備品火災保険料等、役員員・各種委員会委員傷害保険料	
	19. 雑 費	320,000	320,000	0		
	事業活動支出計	298,136,000	324,491,000	△ 26,355,000		
	事業活動収支差額	△ 4,162,000	△ 30,647,000	26,485,000		

報 告

II 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 特定預金取崩収入		2,000	33,261,000	△ 33,259,000	
	1. 役員退職慰労金引当預金取崩収入	1,000	501,000	△ 500,000	費目存置
	2. 職員退職給与引当預金取崩収入	1,000	20,760,000	△ 20,759,000	費目存置
	会史刊行準備積立預金取崩収入	0	12,000,000	△ 12,000,000	廃目
2. 固定資産売却収入		2,000	2,000	0	
	1. 什器備品売却収入	1,000	1,000	0	費目存置
	2. 車両運搬具売却収入	1,000	1,000	0	費目存置
投 資 活 動 収 入 計		4,000	33,263,000	△ 33,259,000	

2. 投資活動支出

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 特定預金支出		28,184,000	27,986,000	198,000	
	1. 役員退職慰労金引当預金支出	700,000	700,000	0	
	2. 職員退職給与引当預金支出	14,484,000	14,286,000	198,000	
	3. 建物減価償却引当預金支出	12,000,000	12,000,000	0	
	4. 備品減価償却引当預金支出	1,000,000	1,000,000	0	
2. 固定資産取得支出		2,000	2,000	0	
	1. 車両運搬具購入支出	1,000	1,000	0	費目存置
	2. 什器備品購入支出	1,000	1,000	0	費目存置
投 資 活 動 支 出 計		28,186,000	27,988,000	198,000	
投 資 活 動 収 支 差 額		△ 28,182,000	5,275,000	△ 33,457,000	

III 予備費支出

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 予備費		22,656,000	36,649,000	△ 13,993,000	
	1. 予備費	22,656,000	36,649,000	△ 13,993,000	
当 期 収 支 差 額		△ 55,000,000	△ 62,020,000	7,020,000	
前 期 繰 越 収 支 差 額		55,000,000	57,879,000	△ 2,879,000	
次 期 繰 越 収 支 差 額		0	0	0	

※勘定科目の組み替えにより前年度予算額を組み替え後の金額に修正

第10号議案 平成23年度沖縄県医師会医事紛争処理特別会計収支予算の件

収支予算書医事紛争処理特別会計

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位:円)

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大科目	中科目				
1.会費収入		1,000	1,000	0	
	1.会費収入	1,000	1,000	0	費目存置
2.雑収入		13,000	13,000	0	
	1.受取利息	12,000	12,000	0	
	2.雑収入	1,000	1,000	0	費目存置
事業活動収入計		14,000	14,000	0	

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大科目	中科目				
1.事業費支出		3,983,000	4,120,000	△ 137,000	
	1.報 酬	1,260,000	1,260,000	0	顧問弁護士報酬2人
	2.会 議 費	716,000	628,000	88,000	医事紛争処理委員会
	3.旅費交通費	618,000	237,000	381,000	医事紛争講演会・都)医事紛争処理担当理事連絡協議会
	4.消耗品費	30,000	30,000	0	
	5.印刷製本費	50,000	51,000	△ 1,000	
	6.通信運搬費	279,000	284,000	△ 5,000	医事紛争講演会開催案内他
	7.諸 謝 金	130,000	130,000	0	医事紛争講演会
	8.支払助成金	900,000	900,000	0	
	9.雑 費	0	600,000	△ 600,000	
事業活動支出計		3,983,000	4,120,000	△ 137,000	
事業活動収支差額		△ 3,969,000	△ 4,106,000	137,000	

II 投資活動収支の部

1. 投資活動収入

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大科目	中科目				
1.特定預金取崩収入		3,000,000	4,000,000	△ 1,000,000	
	1.特定預金取崩収入	3,000,000	4,000,000	△ 1,000,000	
投資活動収入計		3,000,000	4,000,000	△ 1,000,000	

2. 投資活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大科目	中科目				
投資活動支出計		0	0	0	
投資活動収支差額		3,000,000	4,000,000	△ 1,000,000	

III 予備費支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大科目	中科目				
1.予 備 費		231,000	694,000	△ 463,000	
	1.予 備 費	231,000	694,000	△ 463,000	

当期収支差額	△ 1,200,000	△ 800,000	△ 400,000	
前期繰越収支差額	1,200,000	800,000	400,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

報 告

第11号議案 平成23年度沖縄県医師会会館建設特別会計収支予算の件

収支予算書 会館建設特別会計

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位:円)

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 会費収入		23,448,000	22,422,000	1,026,000	
	1. 負担金収入	23,448,000	22,422,000	1,026,000	A会員 601人 10,818,000 年会費 18,000
					B会員 828人 9,936,000 " 12,000
					C会員 449人 2,694,000 " 6,000
	1,878人 23,448,000				
2. 雑収入		5,000	8,000	△ 3,000	
	1. 受取利息	4,000	7,000	△ 3,000	普通預金利息
	2. 雑収入	1,000	1,000	0	費目存置
事業活動収入計		23,453,000	22,430,000	1,023,000	

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 管理費支出		5,035,000	3,780,000	1,255,000	
	1. 支払利息	5,034,000	3,779,000	1,255,000	①支払利息 2,303,633 (元金1.5億円)
					②支払利息 2,730,359 (元金1.6億円)
	計	5,033,992	≒ 5,034,000		
	2. 雑費	1,000	1,000	0	費目存置
事業活動支出		5,035,000	3,780,000	1,255,000	
事業活動収支差額		18,418,000	18,650,000	△ 232,000	

II 財務活動収支の部

1. 財務活動収入

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 借入金収入		0	160,000,000	△ 160,000,000	
	1. 銀行借入金収入	0	160,000,000	△ 160,000,000	
財務活動収入計		0	160,000,000	△ 160,000,000	

2. 財務活動支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 長期借入金 返済支出		16,380,000	181,904,000	△ 165,524,000	
	1. 共済会借入金 返済支出	0	170,000,000	△ 170,000,000	
	2. 銀行借入金 返済支出	16,380,000	11,904,000	4,476,000	①1.5億円 625,000 × 12ヶ月 = 7,500,000 ①1.6億円 740,000 × 12ヶ月 = 8,880,000
財務活動支出計		16,380,000	181,904,000	△ 165,524,000	
財務活動収支差額		△ 16,380,000	△ 21,904,000	5,524,000	

III 予備費支出

科 目		予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目				
1. 予備費		14,038,000	9,746,000	4,292,000	
	1. 予備費	14,038,000	9,746,000	4,292,000	

当期収支差額	△ 12,000,000	△ 13,000,000	1,000,000	
前期繰越収支差額	12,000,000	13,000,000	△ 1,000,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

第12号議案 平成23年度沖繩県地域産業保健センター事業特別会計収支予算の件

収支予算書地域産業保健センター事業特別会計

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位:円)

科 目		予 算 額	備 考
大 科 目	中 科 目		
1.受託金収入		31,786,000	
	1.産業保健センター 事業補助金収入	31,786,000	沖縄労働局委託事業
事業活動収入計		31,786,000	

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	備 考
大 科 目	中 科 目		
1.事業費支出		31,786,000	
	1.賃 金	1,344,000	
	2.諸謝金	19,000,000	相談医、保健師及びコーディネーター謝金
	3.旅費交通費	3,056,000	相談医、保健師及びコーディネーター旅費
	4.賃借料	5,510,000	会議室・会場借料、事務機器リース料
	5.通信運搬費	600,000	
	6.消耗品費	360,000	
	7.印刷製本費	200,000	
	8.会議費	75,000	
	9.雑 費	1,641,000	
事業活動支出計		31,786,000	
事業活動収支差額		0	

当期収支差額	0	
前期繰越収支差額	0	
次期繰越収支差額	0	

第13号議案 平成23年度地域医療連携体制総合調整事業特別会計収支予算の件

収支予算書地域医療連携体制総合調整事業特別会計

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

I 事業活動収支の部

1. 事業活動収入

(単位：円)

科 目		予 算 額	備 考
大科目	中 科 目		
1. 補助金収入		117,500,000	
	1. 医療再生補助金収入	117,500,000	沖縄県補助事業
事業活動収入計		117,500,000	

2. 事業活動支出

科 目		予 算 額	備 考
大科目	中 科 目		
1. 事業費支出		117,500,000	
	1. 給料手当	16,780,000	6人
	2. 委託費	88,578,000	システム開発業務委託費 82,278,000 (内サーバー機器費 7,000,000) システム開発支援業務委託費 6,300,000
	3. 会議費	2,439,000	運営委員会3回 261,000 IT連携委員会6回 786,000 各作業部会12回 1,392,000
	4. 旅費交通費	3,426,000	与件調査 3,272,000 関係機関への説明会2回 40,000 市民講座 114,000
	5. 備品購入費	983,000	パソコン・サーバー
	6. 消耗品費	370,000	消耗品
	7. 印刷製本費	1,408,000	説明会資料印刷費 500,000 市民講座抄録・ポスター印刷費 500,000 その他資料印刷 408,000
	8. 通信運搬費	416,000	説明会資料送料 144,000 市民講座抄録・ポスター送料 144,000 その他資料送料 128,000
	9. 広告広報費	1,400,000	市民講座広告料4回分
	10. 諸謝金	700,000	関係機関への説明会講師謝金2回 300,000 市民講座講師謝金2回 400,000
	11. 賃借料	1,000,000	市民講座会場費2回分
事業活動支出計		117,500,000	
事業活動収支差額		0	

当期収支差額	0
前期繰越収支差額	0
次期繰越収支差額	0

沖縄県医師会館利用のご案内

フロアガイド

<p>●会議室1～4</p> <p>2F</p> <p>会議室1・2 S=42席 T=64席 □=35席</p> <p>会議室3・4 S=36席 T=54席 □=30席</p>	<p>●ホール</p> <p>3F</p> <p>(S=144席 T=234席)</p>
<p>機能的に各種会議が開催できるよう 4つの会議室(40～60名)を備えています。</p> <p>各部屋とも小規模な研修会や委員会等(会議)が開催できるようスクリーンを設置し、必要に応じて音響への対応も可能となっております。</p>	<p>研修会、講演会などを行うホールを 完備しています。</p> <p>最大240名収容のホールを完備。仮設舞台や音響設備をはじめ、講師控室やラウンジなども設置しておりますので、スムーズな運営が可能です。</p>

(S=スクール、T=シアター、□=□の字)

アクセス



会館利用に関する問い合わせ



沖縄県医師会事務局 経理課(城間、崎原)
〒901-1105 沖縄県南風原町字新川218-9
TEL:098-888-0087/FAX:098-888-0089

沖縄県医師会平成23年度研修医歓迎レセプション



理事 玉井 修



平成23年4月8日（金曜日）午後7時より沖縄県医師会館3階ホールにおいて平成23年度研修医歓迎レセプションが開催されました。県立病院、RyuMIC、群星研修病院の3つの新臨床研修医が一堂に会しての県医師会主催歓迎レセプションは今回で3回目になります。沖縄県はマッチング率も高く、全国からも臨床研修のメッカとしてかなり評価されておりますが、近年では後期研修医としてそのまま沖縄県に残る研修医が減ってきております。2年の初期研修

を終えて、更に専門性の高い研修が提供できるシステムを沖縄県一体となって構築する必要に迫られております。現在の3つの研修病院群間の連絡を密にし、研修医が希望する様々なニーズに応じていける全島一体型の研修体制を早急に実現させなければならないという事でありませう。その様な意味からも、今回のように沖縄県全体で研修医を歓迎するというレセプションのあり方は大変意義深いものです。特に今回からは女性医師に対する大きな期待の表れとして、



挨拶する宮城信雄会長



挨拶する仲井眞弘多知事



挨拶する伊江朝次病院事業局長

沖縄県医師会女性医師部会からのご挨拶がありました。また、2012年に完成予定の“おきなわクリニカルシミュレーションセンター（仮）”についてのご説明がありました。沖縄県の臨床研修医に対するアプローチはよりグローバルで、積極的なものへ変化しつつあるという印象を受けました。また、3月11日に発生した東日本大震災に関連してのご報告は、医師として生きる覚悟を新臨床研修医の皆さんに突きつけたものではなかったでしょうか。

124人の新臨床研修医の溢れる熱気に圧倒されつつ、仲井眞知事をはじめ多くの来賓、先輩方のご挨拶を拝聴し、一人一人が医師として、人として成長して行くことを祈念した会となりました。

研修医代表挨拶

研修医代表 琉球大学附属病院 上 若生

本日は私たち新人研修医のために、このような歓迎レセプションを催していただき、誠にありがとうございます。宮城医師会長を始めとした先輩方からの、また仲井眞知事からの言葉をいただくことができ、身に余る思いであります。

私自身生まれ育ったこの沖縄で、目標であった医師への第一歩を踏み出せたことを非常に嬉しく思っています。その一方で、先の震災により、現在の日本はかつてない事態に見舞われています。幸い沖縄は直接的な被害を被ってはおりませんが、自分の身に置き換えてみると、私自身が全くの無力であることを痛感してしまいます。まだまだ医師としての道のりを歩み始めたばかりで当然ではあるのですが、出来る限り早く、環境になれ、医師としての技術と、覚悟

と、思いやりを身につけたいと思います。

そのためにも、研修医一同、協調性を持ちながらもお互いを刺激し切磋琢磨して、先輩先生方のご指導を仰ぎながら、日々努力していきたいと思えます。また研修医が元気な病院は明るく活気付くと、先輩に伺ったことがあります。その言語のとおり、私たち研修医が楽しく研修し、その病院を、沖縄の医療を、果ては日本の医療を支える存在になれると信じております。

以上で、簡単ではありますが、重ねて感謝の意を表させていただきます、研修医代表挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

※当日、レセプションに参加いただいた研修医の先生3名にインタビューを行いました。

○沖縄県立中部病院 吉川 裕貴 研修医



質問1. 医師を目指した理由についてお聞かせ下さい。

目の前で笑っている人がいると自然と嬉しくなり、隣の人が怒っていると居心地悪く感じる、私はそんな

性分を持った人間です。それならば自分も人も笑顔になれる仕事をしたい、幼い頃の私はそう考えました。一方で、子供の頃病弱でよく近所の小児科にかかっていた私にとって、近所のお医者さんは苦しい時に助けてくれるスーパーマンのような存在であり、人を笑顔にさせる典型のような職業でした。私が医師になることを決めたのはそんな単純な理由ですが、その思いは今でも大切に持ち続けています。



挨拶する仁井田りち沖縄県医師会女性医師部会副部長



クリニカルシミュレーションセンターについて説明する大屋祐輔先生



東日本大震災の医療支援活動について説明する出口宝先生

質問2. 医師となった今、臨床研修に何を希望されていますか？また、所属している研修機関を選んだ理由をお聞かせいただけますか？

設備や研修プログラムなど、臨床研修にとって重要な要素はたくさんあると思いますが、私にとって譲れないものは人との出会いです。自分が学生時代に県立中部病院に実習に訪れた際、この病院で働くスタッフ同士のつながりに感銘を受けました。それは例えば、屋根瓦式の教育システムを裏打ちする学年を越えた結びつきであったり、職種の垣根を越えたコミュニケーションであったりするわけですが、とりわけ20人を超える頼もしい同期の存在が印象的でした。つらく厳しい研修を共に乗り越える戦友がいればこそ、自分の最大限のポテンシャルを発揮し、より良い研修を取めることが出来る、私はそう信じて県立中部病院に恋をしました。

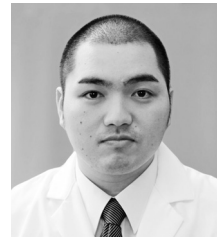
質問3. 将来をどのような医師になりたいですか？お聞かせ下さい。

120,000人。

一人の臨床医が一生の間に関われる患者は延べ何人になるだろう、と考えたことがあります。1日に新しく診られる患者の数を平均10人とし、年間300日、40年働くと仮定するならば、と非常に大雑把に計算してみたのが冒頭の数字です。人によって捉え方はそれぞれでしょうが、私はこの数字をとっても大きいと感じました。たった一人の医師が十二万人の健康に影響を与えるのです。ならば、と私は考えました。十二万人に恩恵をもたらす医師一人ひとりの行動に変容をもたらせたならば、はるかに多くの人々に貢献できるのではないかと。

私は将来、感染症科医を志していますが、それと同時に教育あるいは公衆衛生の領域にも取り組むことで、他の大勢の医師の背中をそっと押し支えたりするような仕事をしたいと思っています。初期研修、あるいはその後のトレーニングで自分なりの背中の押し方を探していきたいと考えています。

○南部徳洲会病院 伊元 孝光 研修医



質問1. 医師を目指した理由についてお聞かせ下さい。

私が初めに医師を志そうと決めたのは、中学1年生の時の友人の死がきっかけでした。その友人は交通事故

で亡くなってしまったのですが、当時、彼の仏壇の前で、「わずか13年で生涯に幕を閉じてしまうのはあまりにも短すぎるじゃないか」と思ったのを今でも鮮明に覚えています。もともと伯父が医者だったこともあり、医者という職業に興味はあったのですが、その友人の死をきっかけに、彼のように幼くして亡くなっていく人達をなんとか救いたいと思ったのが、私が医者を目指した理由です。

質問2. 医師となった今、臨床研修に何を希望されていますか？また、所属している研修機関を選んだ理由をお聞かせいただけますか？

私は将来、プライマリ・ケア医になりたいと考えているので、今は救急疾患を勉強したい、またできるだけ多くの科に触れたいと思っていましたので、この南部徳洲会病院を選びました。

質問3. 将来をどのような医師になりたいですか？



乾杯の音頭をとる宮城征四郎
群星沖縄臨床研修センター長



乾杯



研修医代表挨拶をする琉球大学医学部
附属病院 上若生先生

か？お聞かせ下さい。

とにかく患者さんの話を聞いてあげられる存在になりたいと思っています。将来どのような病院でどのような仕事をしているかは想像もつきませんが、この思いだけは貫いていければいいなと考えています。

○琉球大学医学部附属病院卒後臨床研修センター 下地 裕子 研修医



質問1. 医師を目指した理由についてお聞かせ下さい。

幼い頃、テレビで発展途上国の人々が飢えや病で苦しんでいる映像を見て、この人たちを救いたいと思った

のが、医師を目指すようになったきっかけです。中学、高校と進学するうちに別の道を思い描いたり、迷ったりもしましたが、人の命を救うという職業は魅力的でやりがいがあると感じ、医師になることを決意しました。

質問2. 医師となった今、臨床研修に何を希望されていますか？また、所属している研修機関を選んだ理由をお聞かせいただけますか？

私は2年後に進む専門が決まっているため、早めに専門領域に触れることが出来るということ、研修内容が比較的自由で外の病院での研修も選択出来るということ、という点で琉球大学医学部附属病院を選びました。

質問3. 将来をどのような医師になりたいですか？お聞かせ下さい。

場所を問わず、医師が必要とされている地域で働きたいと思っています。また常日頃目標に

しているのは、相手と同じ言葉で話せるようになることです。医師同士で議論するには知識が必要ですし、患者とコミュニケーションを取るには教養も必要になってくると思います。どんなに忙しくても、医療は医師のみならず、患者、コメディカルのスタッフといった様々な人と共に作っていくものだとすることを忘れないようにしたいです。

沖縄県医師会 平成23年度研修医歓迎レセプション
 日時：平成23年4月8日（金）
 19：00～21：00
 場所：沖縄県医師会館（3F・ホール）

会次第

司会：玉井修 理事

1. 開 会
 沖縄県医師会副会長 玉城 信光
2. 挨拶
 沖縄県医師会会長 宮城 信雄
 沖縄県知事 仲井眞弘多
 沖縄県病院事業局長 伊江 朝次
 沖縄県医師会女性医師部会副会長 仁井田りち
 琉球大学 大屋 祐輔
 名桜大学 阿部 幸恵
 出口 宝
3. 乾 杯
 群星沖縄臨床研修センター長 宮城征四郎
 ～歓談～
4. 新研修医紹介 各臨床研修病院
5. 研修医代表挨拶
 琉球大学医学部附属病院 上 若生
 ～歓談～
6. 閉 会
 沖縄県医師会副会長 小渡 敬



研修医の紹介



県立中部病院研修医の余興



指導医と研修医の方々

九州医師会連合会第317回常任委員会



会長 宮城 信雄

みだし常任委員会が、4月16日（土）午後4時から佐賀県嬉野市で開催された。本年度九州医師会連合会は佐賀県医師会が担当することになり、池田秀夫佐賀県医師会長より開会の辞があり会次第に沿って進められた。

挨拶では、昨年担当した池田琢哉鹿児島県医師会長より、各県のご協力のお蔭で無事終了することができたことに対しお礼の言葉が述べられた。

引き続き担当県の佐賀県の池田会長から、前任の鹿児島県の池田琢哉会長をはじめ次期担当県の稲倉宮崎県医師会長のご指導を仰ぎながら精一杯お世話させて頂きたいとの挨拶が述べられた後、協議・報告に移った。

協 議

1) 九州医師会連合会長・同副会長の互選について（佐賀）

九州医師会連合会長並びに同副会長の選出は、会則で「常任委員の互選」となっている。慣例により連合会長は、本年度九州医師会連合会担当の佐賀県医師会 池田秀夫会長、同副会長には次年度担当県となる宮崎県医師会の稲倉正孝会長を選出した。

任期は平成23年4月1日より平成24年3月31日まで。

2) 九州医師会連合会監事の選定について（佐賀）

九州医師会連合会の監事の選出は、会則で「委員総会において委員のうちから選定することになっている。慣例により担当県の隣接県から選定することとし、長崎県と福岡県から監事候補者を推薦することに決定した。

来る5月21日に開催する定例委員総会で承認を得るため、監事候補者は4月末日までに選出し佐賀県医師会へ報告することになった。

任期は平成23年4月1日より平成24年3月31日まで。

3) 第318回常任委員会並びに第101回定例委員総会（5月21日（土）佐賀市）の開催について（佐賀）

みだし常任委員会並びに定例委員総会の開催について、日時、議事内容等について下記のとおり決定した。又、来賓は日本医師会より原中長並びに横倉副会長、藤川常任理事の出席をお願いすることになった。

- 期日 平成23年5月21日（土）
 場所 ホテルニューオータニ佐賀
 会議 ①九州医師会連合会第318回常任委員会（16:00～16:50）
 ②九州医師会連合会第101回定例委員総会（17:00～18:10）
 ③九州医連連絡会第12回執行委員会（18:20～18:50）
 ④懇親会（19:00～）

4) 第319回常任委員会（6月3日（金）佐賀市）の開催について（佐賀）

第319回常任委員会を、来る6月3日（金）佐賀市で開催される「九州各県保健医療福祉主管部長並びに九州各県医師会長との合同会議」に併せて下記のとおり開催することに決定した。

- 日時 平成23年6月3日（土）
 16：00～16：50
 場所 ホテルニューオータニ佐賀

5) 九州各県保健医療福祉主管部長・九州各県医師会長合同会議（6月3日（金）佐賀市）について（佐賀）

行政側と医師会側との標記合同会議を下記のとおり開催することを了承した。なお、今回は行政（佐賀県）の担当となる。

- 日時 平成23年6月3日（土）
 17：00～18：15
 場所 ホテルニューオータニ佐賀

6) 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）について（佐賀）

日本医師会のJMATの活動については、九州各県においても独自で活動を続けている県と日医からの指示で待機している県がある。この度、日医より再活動の依頼があることから、九州ブロックの対応を協議した。

現在、九州ブロックのJMATの対応をされている鹿児島県医師会池田会長（地震発生時の担当県）から、日医より九州ブロックに対し、宮城県の気仙沼と石巻に5チームの派遣要請がある旨説明があり、九州ブロックの対応について協議した結果、以下のとおり決まった。

- 現在独自で活動している福岡県（茨城県・宮城県石巻地区2チーム）、長崎県（福島県南相馬市）、宮崎県（宮城県七ヶ浜町）、沖縄県（岩手県大槌町）は同じ場所で継続して活動を行うこととする。
- 日医から要請のある気仙沼には、佐賀県、熊本県、鹿児島県のチーム、石巻には福岡県、大分県のチームを派遣することになった。なお、来週早々に各県と調整し、活動は翌週の日医代議員会終了後から5月一杯を目途とし、6月以降の活動は現地の様子を見て判断することになった。
- 九州ブロックの活動のまとめ役は5月迄は鹿児島県医師会にお願いすることとし、6月以降も継続して活動を行う場合は、佐賀県医師会に引き継ぐことになった。

各県の医療支援活動状況について

その他、各県の医療支援チームに関する状況について以下のとおり報告があった。

- ①派遣費用について
- 現在独自に活動をしている福岡、長崎、宮崎、沖縄は概ね5月末まではチーム編成が済んでいる。他の県についてもチーム編成を終え待機状態であり、いつでも対応は可能であるとのことであった。
- 医療支援チーム派遣に際し際する費用については、日医から各都道府県に100万円が支給されることになっているが、派遣にはかなりの費用が要するとして各県とも捻出に苦慮している。JMATの航空券の無料措置は4月15日迄となっているが延長して欲しい。また、現在募っている義援金を医療支援の活動費用に活用できないものか等の意見があがった。本県は、当面会員から募った支援金と一般会計の予算から捻出することになっていること

を報告した。

②その他

○宮崎

日医から依頼のあった義援金については控除の対象にならないことから、代議員会の決議を経て、A会員一人当たり2万円を特別会費の名目で徴収し、経費で落とせるようにした。

○鹿児島（池田会長）

自分自身も3月22日から医療班として参加したが、水、ガス、電気のライフラインが遮断され、また、交通手段が悪い中、通常2時間で行ける場所に6～7時間かけて現地入りした。また、全て自前で準備して行った。現在は、ライフラインや交通手段も大部改善されていると思う。

報 告

1) 平成23年度九州医師会連合会行事予定について（佐賀）

九州医師会連合会行事予定表について確認並びに協力依頼があった。

2) その他

九州医師会連合会の弔意規定に基づいて、下記先生のご逝去に際し、弔意を表した旨の報告があった。

- ① 實藤政理先生（元九州医師会連合会委員・元長崎県医師会代議員会議長）
- ② 吉原正智先生（元九州医師会連合会常任委員・元佐賀県医師会長）

その他

①第56回九州ブロック学校保健・学校医大会（平成24年度）の取り扱いについて（熊本県）

平成24年度の九州ブロック学校保健・学校医大会は本来福岡県が担当し開催することになっているが、24年度は熊本県において全国学校保健・学校医大会が開催されることから、九州ブロック学校保健・学校医大会も担当県を交代し熊本県医師会が全国大会と九州大会を同時に開催してはどうかとの提案があり、その対応は熊本県医師会と福岡県医師会が調整して決める事になっていた。

このことに対し、熊本県医師会の福田会長より種々検討した結果、従来通りの開催を望む声が多いことから、九州大会については、当初の予定どおり24年度は福岡県、28年度は熊本県医師会が担当し開催することになった旨報告があった。

平成22年度沖縄県自動車保険医療連絡協議会



理事 金城 忠雄

平成23年2月17日（木）沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザにおいて標記協議会が開催されたのでその概要を報告する。

この協議会は、毎年開催することになっていたが、運営が軌道に乗り平成16年からは2年に1回となった。今回は、損害保険協会の担当

で開催された。

以前に、沖縄県臨床整形外科医会（OCOS）が自賠責保険に対する見解を県医師会に求めてきたので、三者協議会（医師会・損害保険協会・保険料率算出機構）で協議した一部もコメントする。

日本損害保険協会の稲葉浩一医療担当幹事の司会により協議会が開かれた。

平成22年度沖縄県自動車保険医療連絡協議会委員名簿

＜沖縄県医師会：9名＞

(敬称略)

No.	氏名	
1	宮城信雄	沖縄県医師会 会長
2	小渡 敬	沖縄県医師会 副会長
3	金城忠雄	沖縄県医師会 理事
4	屋良 勲	外科：沖縄県赤十字センター 所長
5	友寄英雄	沖縄県医師会労災部会 副部会長：友寄クリニック院長
6	知念 弘	整形外科医会 会長：大浜第一病院長
7	石内勝吾	脳神経外科会 会長：琉球大学医学部教授
8	西原民雄	沖縄県医師会保険課長
9	新崎祥子	沖縄県医師会保健課長補佐

＜損害保険業界：7名＞

No.	氏名		
1	上間 優	日本損害保険協会 沖縄支部 委員長	大同火災社
2	徳永康典	日本損害保険協会 損害サービス部会 部会長	あいおいニッセイ同和社
3	稲葉浩一	日本損害保険協会 損害サービス部会 委員 (医療担当幹事)	三井住友海上社
4	前田和瑞	日本損害保険協会 損害サービス部会 委員 (医療担当副幹事)	損保ジャパン社
5	保泉 彰	日本損害保険協会 沖縄支部 事務局長	
6	前里清光	日本損害保険協会 沖縄支部 沖縄自動車保険請求相談センター長	
7	比嘉 晃	損害保険料算出機構 沖縄自賠責損害調査事務所 所長	

挨拶

沖縄県医師会 宮城信雄会長

本協議会は、2年に1回の開催となっており、平成13年6月から導入された自賠責保険診療の新算定基準、いわゆる日本医師会が作成したガイドラインに関するそれぞれの問題点、改善すべき点が生じた場合等必要に応じて、三者の実務者会議を開催し、話し合っていくことになっている。おかげをもち、今日まで県下の交通事故医療の給付に関する事項については、皆様のご協力により円滑に運営されてきており、感謝申し上げる。他府県では、保険会社が健保への切り替えを迫ったり、支払いが遅れる事例が増えているようであるが、本県ではそのようなことがないように、保険会社のスムーズな対応を願っている。

また、明日は、損害保険協会のご協力のもと自賠責研修会が開催される。この研修会は、自動車事故医療の現場を担っている医療機関の医師等に自賠責保険制度の成り立ち、全体的な知識を習得していただき、円滑な医療費請求、自動車事故被害者への良質な医療の提供を目的として開催されるもので、平成13年から自賠責保険診療算定基準（新ガイドライン）実施地域

を対象に実施している。是非、実りある研修会となるよう願っている。

なお、県内では、平成23年1月28日の県警の発表によると、平成22年に県内で発生した人身交通事故に占める飲酒絡みの事故の割合は、平成2年から21年間連続ワーストとなったと発表されている。飲酒運転がらみの事故の構成率は、全国平均の3倍と高く、飲酒運転が蔓延している現状が改めて浮き彫りとなったと示されており、こうした事故への取り組みが課題となっている。

このような中、世界的な経済不況問題、国内では、医師不足問題、医療ツーリズムの問題等、医療環境の最も厳しい状況ではあるが、今後とも県民医療を一層充実させ、患者さんに安心して最善の医療を提供することが我々の責務だと思っている。

本日は、是非忌憚のないご意見をいただき新ガイドラインについて、三者間でその円滑な運用を図れるようご協力をお願いもうしあげる。

日本損害保険協会沖縄支部 上間 優委員長

損害保険は広く社会全般のリスクをお引き受けし、事故の際には適時、適切に保険金をお支払いすることを通じて、社会の安定や経済への発展に寄与しているものであり、これまで広く社会に貢献してきたものと自負している。しかしながら、昨年のわが国の経済は、政府の経済対策の効果などが見られたものの、デフレの継続、円高進行の懸念など、現時点では劇的な回復を見せる可能性は低く、今年も引き続き厳しい環境であると思われる。損保各社の経営も、保険収入が伸び悩む中、自動車保険の損害率が上昇するなど、厳しい状況が続いており、新たな商品やサービスの開発、業務品質の向上に向け不断の努力を続けているところである。損害保険業界では、適正な保険金支払いを図ることを目的に、各都道府県に自動車保険医療連絡協議会を設置している。自動車保険医療連絡協議会の活動の推進に当たっては、医師会の皆様と日頃から連携を密にし、信頼関係をさらに強めることが大変重要である。本日の会議が、沖縄県医師会と当

損保業界との、より一層緊密な連携の場を構築する機会となることを期待している。

議 題

1. 交通事故および損害保険概況について報告

損害保険協会沖縄支部の保泉彰事務局長から、資料に基づいて説明があった(資料1)。

交通事故発生件数は、全国的には着実に減少しているが、沖縄県はほぼ横ばいの状況である。死者数は、全国的にも沖縄県でも大幅に減少して、5年間で25%近い減少である。負傷者数は、全国的には着実に減少しているが、沖縄県はほぼ横ばいである。まとめると沖縄県では、死者数は着実に減っているが、発生件数、負傷者数は、横ばいの状況が続いている。

交通事故の発生状況(2010年度データ)(資料1)

I. 交通事故および損害保険概況について						
1. 交通事故の発生状況						
◆発生件数：全国的には着実に減少しているが、沖縄県はほぼ横ばいの状況						
◆死者数：全国的にも沖縄県でも、大幅に減少している						
◆負傷者数：全国的には着実に減少しているが、沖縄県はほぼ横ばいの状況						
事故発生件数						単位：件数
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	5年間の増減 件数 %
沖縄県	6,653	6,525	6,509	6,324	6,430	▲223 ▲3.4
全 国	886,864	832,454	766,147	736,688	724,811	▲162,053 ▲18.3
死 者 数						単位：人
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	5年間の増減 人数 %
沖縄県	62	43	43	47	47	▲15 ▲24.2
全 国	6,352	5,744	5,155	4,914	4,863	▲1,489 ▲23.4
負傷者数						単位：人
	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	5年間の増減 人数 %
沖縄県	8,071	7,852	7,664	7,524	7,533	▲538 ▲6.7
全 国	1,098,199	1,034,445	945,504	910,115	894,281	▲203,918 ▲18.6

※出典：「ファクトブック2010 日本の損害保険」(日本損害保険協会発行)
「平成22年中の交通事故死亡事故の特徴および道路法違反取り締まり状況について」(警視庁)

一しかし、沖縄県は、事故発生が人口割全国の100分の1から計算すると、事故724,811対6,430、沖縄県の事故発生数は少ない一

全国の交通事故による経済的損失額は、年間3兆119億円。

沖縄県の経済的損失額は、年間248億円。(人身損失額：68億円、物的損失額：180億円)資料2の通りである。

交通事故による経済的損失額 (2008データ) (資料2)

2. 交通事故による経済的損失額

全国の交通事故による経済的損失額は、3兆0,119億円

沖縄県の経済的損失額は、248億円(人身損失額:68億円、物的損失額:180億円)

交通事故による経済的損失額

単位:億円

	人身損失額				物的損失額	合計
	死亡	後遺障害	傷害	計		
沖縄県	9	31	28	68	180	248
全国	1,485	4,759	6,351	12,595	17,524	30,119

注1. 人身損失額の数字は、2008年度の自賠責保険・自動車保険の保険金支払データを基礎として保険の普及率をもとに、保険データに含まれていない事故(共済により支払われた事故、保険や共済に加入していない車両やひき逃げ事故)も含めた「人身事故全体」を可能な範囲で推計して算出した。

注2. 物的損害額の数字は、自動車保険データを基礎として、保険ではカバーしていない事故(共済により支払われた事故、保険や共済に加入していない車両による事故等)も含めた1年間の「物損事故全体の数値」を推計したものである。

注3. 上記は、事故によって直接的に発生する「人身損失額」と「物的損失額」を推計して、その合計を求めたものであり、事故に起因して発生するその他の「間接的損害」、例えば、救急搬送費、警察の事故処理費用、交通渋滞による損失、企業の損失等は対象としていない。

※出典:「自動車保険データにみる交通事故の実態(2008年4月~2009年3月)」(日本損害保険協会発行)

受傷部位別にみると、死亡者数は頭顔部受傷によるものが2,476人、で最も多く、後遺障害数は、頸部受傷によるものが16,029人で最も多い。

一方、重症化する割合をきると、腹部受傷が最も高く、致死率が3.7%、後遺障害率が9.7%にのぼる(資料3)。

高額判決例(2010)

人身事故の高額判決によると、最も高い認定総損害額は、名古屋地裁の3億8,281万円がある。被害態様は、若者の後遺症害がほとんどである。

特異なのは、開業医(38歳)死亡で3億6,750万円の高額判決が出ている(資料4)。

自動車保険には、自賠責保険(強制保険)と任意保険の2種類がある。

自賠責保険(強制保険)は、対人賠償に限られ物損の保障はない。

死亡事故の場合:3,000万円まで(葬儀費、逸失利益、慰謝料)

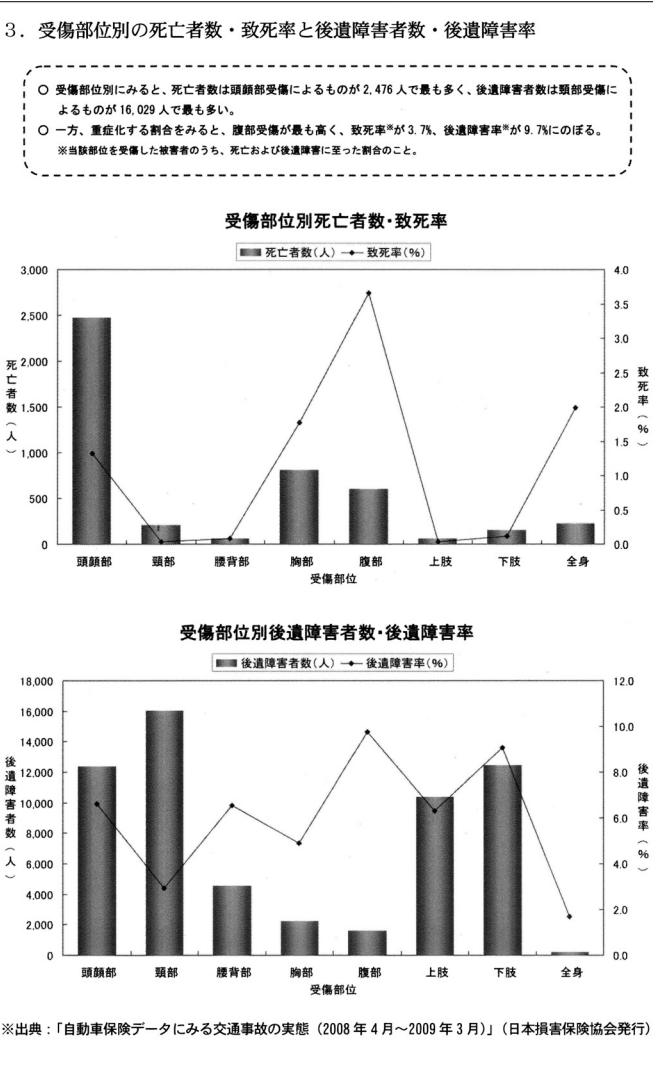
傷害事故の場合:120万円まで(治療費、休業損害、慰謝料)

後遺症が残る場合:1級4,000万円~14級75万円の程度に応じて保障。

任意保険は、自賠責保険で足りない部分を補う。

自動車事故で治療費が120万円を超えるのはざらにある。

受傷部位別の死亡者数・致死率と後遺症患者数・後遺症率(2008)(資料3)



高額人身損害(資料4)

4. 高額人身損害

● 高額判決例

認定総損害額(万円)	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
38,281	名古屋地裁	2005年5月17日	1998年5月18日	男29歳	会社員	後遺障害
37,886	大阪地裁	2007年4月10日	2002年12月11日	男23歳	会社員	〃
36,750	大阪地裁	2006年6月21日	2002年11月9日	男38歳	開業医	死亡
35,978	東京地裁	2004年6月29日	1997年4月24日	男25歳	大学研究科在籍	後遺障害
35,332	千葉地裁佐倉支部	2006年9月27日	2001年10月4日	男37歳	アルバイト	〃
34,791	大阪地裁	2007年1月31日	1996年10月21日	女18歳	高校生	〃
34,614	仙台地裁	2007年6月8日	2003年5月22日	女25歳	会社員	〃
33,678	千葉地裁	2005年7月20日	2000年8月18日	男17歳	高校生	〃
33,547	大阪地裁	2006年4月5日	2000年7月31日	男17歳	高校生	〃
33,531	東京地裁	2004年12月21日	1998年4月29日	男32歳	銀行員	〃

(注1) 上記判決例は、判決例掲載誌に掲載されている事例を対象としている。

(注2) 認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険等で支払われた金額を控除する前の金額である。

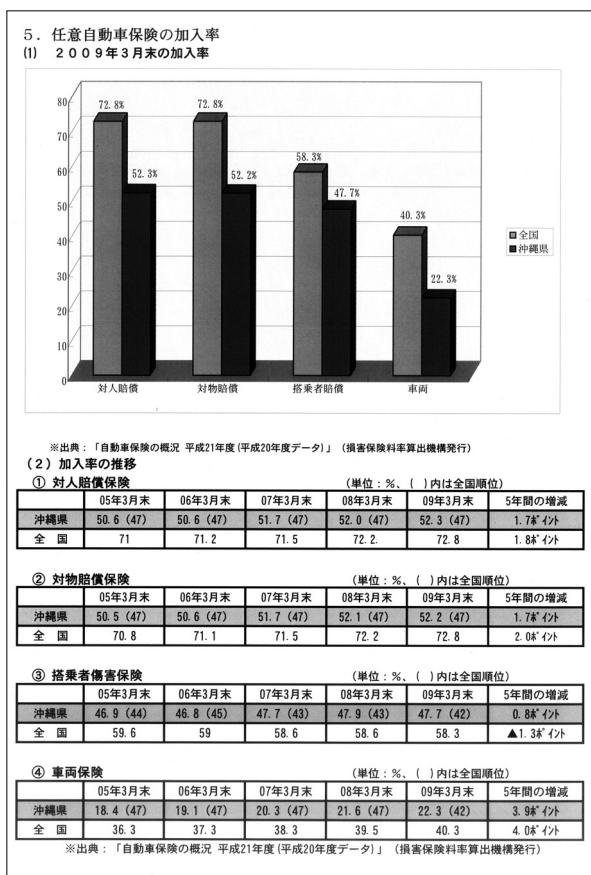
(注3) 認定総損害額は、1万円未満切り捨てである。

※出典:「ファクトブック2010 日本の損害保険」(日本損害保険協会 発行)

沖縄県における任意保険加入率は、2009年3月末現在、対人賠償52.3%である。全国平均は、72.8%となっている。沖縄県は、3台に1台が任意保険に加入していない。任意保険に加入していないで事故を起こすと悲惨である。

保険会社としては、沖縄県は車社会でもあり、自動車事故に対処するためにも是非任意保険に加入するよう啓発したい。また、管理者に対しては、従業員がおこした事故で賠償できず、管理者の責任を問われた判例があるようだ。

任意自動車保険の加入率（2008年度データ）（資料5）



1. 自賠責保険請求件数推移について

20年まで減少傾向にあったが、21年から増加傾向にある。

2. 自賠責保険診療費算定基準導入の経緯について

昭和59年に大蔵大臣の諮問機関である自賠責保険審議会答申の中で、交通事故医療費の支払い増大に対して、自賠責保険審議会が基準案の取り組みを行うことで、医療費の適正化を図るよう指摘され、この答申を受けて、日本医師

会、損保協会、自算会（自動車保険料率算定会）の3者間で基準案について合意した。沖縄県では、平成13年3月に自動車保険医療連絡協議会において、同基準の実施を決定して6月からスタートしている。

3. 沖縄県の自賠責保険診療費算定基準の定着状況

平成22年6月末現在取り扱い6件以上は110医療機関で、42医療機関が同基準を採用し、移行率は38.2%である。残りの68については、健康保険または自由診療となっている。同基準を普及させる必要があると考える。

4. ご協力をお願い

(1) 自賠責保険の支払いの算定には、治療内容、治療日数が大変重要であり、そのためにも経過診断書、診療報酬明細書および後遺障害診断書は算定に絶対に必要な資料である。一部に同資料の提出を拒否される医療機関があるので、被害者保護の観点からご協力をお願いしたい。

(2) 文書料についても地域での相場が存在するものと考えているが、過去に文書料の高

損保料率機構の業務報告
—自賠責保険診療費算定基準—について（資料6）

Ⅲ. 自賠責保険診療費算定基準について

1. 自賠責保険請求件数推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (11月末現在)
請求受付件数	7,656件	7,527件	7,897件	5,287件
対前年比率	111.2%	98.3%	104.9%	106.3%

2. 自賠責診療報酬基準導入の経緯

- 昭和59年 自賠責保険審議会答申
交通事故医療費の支払増大に対して、自賠責保険審議会が基準案の取り組みを行うことで適正化を図るよう指摘した。
- 平成元年 自賠責診療報酬基準の合意
日本医師会、損保協会、自算会（現在 損保料率機構）の三者間で基準案について合意した。
- 平成13年3月 沖縄県自動車保険医療連絡協議会の開催
沖縄県における自賠責診療報酬基準（案）の実施を決定し、同年6月にスタートした。

3. 沖縄県の自賠責診療報酬基準定着状況

平成22年6月末現在、取り扱い6件以上は110医療機関で、42の医療機関が基準案を採用した。（移行率38.2%）
残り68については、健保または自由診療となっている。

4. ご協力をお願い

- 自賠責保険の支払い算定には、治療内容、治療日数が大変重要です。その為にも経過診断書、診療報酬明細書および後遺障害診断書は算定に欠かせない資料といえます。一部に同資料の提出を拒否される医療機関がありますが、被害者保護の観点からご協力をお願いいたします。
- 文書料についての規定はありませんが、地域での相場というものは存在するものと考えております。過去に文書料の高額変更を通知されてきた医療機関がありますが、自賠責保険の立法趣旨をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

以上

額変更を通知されてきた医療機関があるので、自賠責保険の立法趣旨を理解していただき、ご協力をお願いしたい。

(通常文書料として2,000～5,000円の請求であるが最高1万円の請求もあった。)

2. 「人身傷害保険」の概要について報告

損害保険協会沖縄支部の徳永康典部会長から、新しいタイプの保険「人身傷害保険」について説明があった。

人身傷害保険とは、自動車の人身事故にあった場合、過失割合に関係なく保険金額の範囲内で保険金が支払われる。治療関係費や休業損害、精神的損害や逸失利益や家族の自動車事故も補償の対象になるなど新しい保険を紹介した。

<コメントと沖縄県臨床整形外科医会(OCOA)からの申し入れ>

平成23年1月14日の新聞は、自賠責保険料を上げると報道している。理由は、交通事故の後遺障害への支払いが増加しているためだと、保険会社の事情によるものである。現在、2年契約の保険料、2万2,470円を支払いしている。

自賠責保険は、治療費・休業損害・慰謝料を含め120万円しか保障されない。現在、交通事故の治療費120万円ですむものではない。診療側としては、治療費保障も120万円より増額するよう要望すべきと思う。保険会社の方にこの事情を聞くと、医師会の努力が足りないのではと、腑に落ちない説明である。

平成21年7月沖縄県臨床整形外科医会(OCOA)から、自賠責保険について県医師会の意見を聞きたいと多項目の要望があった。整形外科医師は、実際に交通事故診療を担っており、その立場からの疑問点である。

早速、医師会・損保協会・保険料率算出機構の三者集まり、県医師会館において協議したのでこの機会にその概要をコメントする。

沖縄県臨床整形外科医会(OCOA)からの問題提起は、損保側は、自動車事故患者に健康保険使用を指導している。交通事故の診療は、

自賠責保険を優先して活用すべきであって、始めから健康保険使用は合点できない。聞くところによると、損保側は患者に自賠責では120万円の限度額があり治療費に使ってしまうと休業補償や慰謝料の部分が減ると自動車事故患者の不安をあおり、テレビでも「交通事故でも国保が使えます」と宣伝する。その結果、患者は自賠責保険を使わず、健康保険で治療することになるとのことである。

損保側の答えは、交通事故を理由に健康保険の適応範囲の傷病であれば、患者の希望が優先され健康保険で治療は拒否できない。どちらの保険を使うかは患者の選択であるとの主張である。

医師会側としては、保険会社に対して自動車事故はまずは自賠責保険を使うのが本来の仕組みではないかと申し入れをした。

診断書・証明書の発行について：

医師の自動車事故診療の診断書・証明書作成は、保険会社側にとって、最も重要な文書である。損保側は、自動車事故保険の処理は「診断書・証明書」が出発点であり、審査判定の基準になるので保険会社用診断書作成を要求して来る。しかも、保険会社の文書料金の設定は、社会通念上の健康保険基準を想定した料金である。

一方、診療側としては、診断書・証明書作成は、医師の義務とはいえ非常に煩わしく時間がかかり作成に苦心する。自由診療なので、それ相当の文書料・診断費用を要求することになる。まずは、文書料のことで衝突が起こる。

次に、保険会社側の症状固定・後遺障害証明書発行要求は、医師側の悩みである。保険会社は、治療行為が長くなると、医師に症状固定・後遺障害証明書発行を要求してくる。診断書・証明書を発行してもらえれば、清算して一件落着となり、あとは健康保険での治療となるので執拗に要求するとのこと。

医師側としては、患者の症状がある限り「症状固定」をそう容易に出せるものではない。診断書発行は、必ず患者同席か同意書を持参する

ことである。

症状固定・後遺障害証明書は、自賠責調査事務所で審査し、1級の3,000万円から14級の75万円に認定される。しかし、審査内容は個人情報保護法の名の下に、明らかにされないで、患者が後遺障害認定に納得しないと、証明書を提出した医師とのトラブルになる。

整形外科医会が提示した具体的な症例として、加療1年4ヶ月経過した外傷性頸部症候群(頸椎捻挫)いわゆる「むち打ち症」の症状固定をあげている。保険会社は、治療が長期になると、症状固定しているとして診断書を再三要求してくるらしい。「症状固定」の診断は、医師の裁量権であることを保険会社に申しこんだ。

医師の役目は、患者に症状があれば治療することであり、治療費をもらうのは当然であり、過剰診療のいわれはない。保険会社が、症状固定の診断書を求めたときは、必ず患者本人同席か同意書を持参させることである。

交通事故診療は、受傷患者を治療するだけでなく損害賠償という保険会社との法律問題が絡むやっかいな問題が潜んでいる。

南部地区医師会の外間康男理事は、外傷性頸部症候群(頸椎捻挫)いわゆる「むち打ち症」の症状固定を6ヶ月としてはと提案している(南部医会報平成22年3月号 No.257)。ほと

んどの症状は、6ヶ月で比較的安定するし、患者の後遺障害料も追加して対処すると、医師は保険会社と患者との狭間での苦悩が軽減できる提案である。医師にも患者にとっても有益ではあるが、制度法律の問題は、そう容易に変えられないのが悩みである。

一方、患者の症状を訴えるまま治療継続していると、治療費に120万円使ってしまうと休業保障や慰謝料が受け取れないことにもなる。患者にとってどちらがいいのか、医師の悩むところでもある。現在の120万円限度は安価すぎるので、保障額を上げるべきと思うが法的制限がありやむをえない。

自賠責保険・自動車事故医療は、複雑であり、私ども医師の不得意とする法律問題でもある。医師には、保障や法律問題に煩わされずに、治療に専念させて欲しいものである。

担当理事として、交通事故診療を担う整形外科医の葛藤には同情を禁じ得ない。

参考文献：

1. 自動車保険診療費算定基準の手引き 平成13年 沖縄県医師会発行
2. Q&A 交通事故診療 ハンドブック 医療機関のためのガイドラインと患者対応のノウハウ 「編集」日本臨床整形外科学会 ぎょうせい 2009年 発行
3. よくわかる 労災・自賠責 請求マニュアル 医学通信社 2008年



沖縄県医療推進協議会

常任理事 真栄田 篤彦



去る3月4日（金）、標記推進協議会が開催されたのでその概要を報告する。当日は急な呼びかけにもかかわらず加盟28団体中19団体が参加し、日本の医療を守るための活動計画について協議を行った。

先ず、今回の呼びかけ団体である県医師会を代表して、宮城会長より概ね下記のとおり挨拶があった。

宮城信雄沖縄県医師会長挨拶



本日は、ご多用な中、急な呼びかけにもかかわらず、沖縄県医療推進協議会にご出席賜り厚く感謝申し上げます。

当協議会は、沖縄県における医療・介護・

保健および福祉行政の充実強化を目指し、積極的に諸活動を推進することを目的に掲げ、当該趣旨に賛同する28団体が参加し、平成16年

11月に設立された。

当協議会では、これまで「混合診療の解禁阻止」、「高齢者のさらなる負担への反対」、「国民不在の医療制度改革反対」、「助産師・看護師養成、県立浦添看護学校の存続」、「地域医療を守る予算の確保」、「社会保障費の年2,200億円削減撤廃」等を求め、署名活動や県民集会等各種活動を展開してきた。お陰をもち「混合診療の解禁阻止」「助産師・看護師養成」「社会保障費の削減撤廃」については一定の成果を得ることができた。これも偏に当医療推進協議会各加盟団体のご協力の賜と感謝申しあげる。

ご高承のとおり、昨年6月に政府は「新成長戦略」を閣議決定し、そのなかで、医療・介護・健康関連産業を、日本の成長牽引産業として位置づけ、医療の営利産業化に向けた市場開放についての議論が、政府内で急速に展開されている。

折しも本年6月には、我が国のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加可否が判断

されることになっており、仮にTPPへの無条件参加が決まれば、外国人医師の受け入れ拡大や病院が外資系になる可能性がある。このことにより、外国人医師給与の高額化や全額自費となる自由診療化等の問題が発生し、世界に冠たる日本の医療制度である「国民皆保険制度」の崩壊を招く事態になりかねない。

かかる状況に鑑み、国民に今の医療をとりまく危機的状況を知らせると共に、国民皆保険制度の堅持を求める声を政府に届けることを目的とした県民運動を沖縄県において展開したいと考え、本日当医療推進協議会を開催した。

ついては、時節柄何かと慌ただしい折、誠に恐縮に存じるが、所期の目的を達成すべく、ご支援ご協力賜るようお願い申しあげ、ご挨拶とさせていただきます。

続いて議事に入り、当協議会の役員選出が行われた。

なお、役員選出にあたっては、県薬剤師会の神村武之会長より当協議会活動の中心となっている県医師会に一任したい旨の提案があり、全会一致で了承された。

これを受けて、県医師会より役員名簿が上程され、会長に県医師会長、副会長に県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、理事にその他の団体の代表者が就くことで異議無く了承された。

続いて、真栄田常任理事より、政府が医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業と位置づけ推し進めている「新成長戦略」が、日本の医療をいかに危機にさらしているか説明が行われた。

同趣旨説明を受け、当医療推進協議会の活動計画について協議した結果、平成23年3月31日（木）午後7時30分からロワジールホテル那覇において、沖縄県医療推進協議会主催の「日本の医療を守るための沖縄県民集会」を開催することについて決定した。

なお、当県民集会における意見表明発表者の2名については、県歯科医師会、県薬剤師会、

県看護協会において後日改めて調整することになった。当日の動員については、本会が200人、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会が各100人、その他の団体は各20人の計980人の動員目標が示され、各団体とも協力することが確認された。

※3月11日に東日本大震災が発生したため、3月31日開催予定の同集会は延期になった。

また、当推進協議会規則において事務所所在地が旧県医師会所在地の住所となっていたため、現在の住所に変更することが了承された。

※当協議会の活動に関して委員より以下のとおり意見があった。

Q：沖縄県社会福祉協議会 比嘉成和氏



通常、決議の取扱いについては、県民集会等開催後に県選出の国会議員、県議会議員等に決議文を送っているが、県議会議長宛に文書を送ると陳情であれば、

議会で議論がなされることから、県民に分かりやすいと思われるが、その点はいかがか。

A：宮城会長 決議文の送付先については、前回同様に内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆参両議長、衆参厚生労働委員会委員、県選出国會議員、沖縄県知事、県議会議長、県議会議員等の関係各位を予定している。

Q：沖縄県社会福祉協議会 比嘉成和氏 この決議の内容では簡略しすぎて反対の理由が伝わりにくいことから、詳しく項目建てをしたほうがよいのではないか。

A：真栄田常任理事



反対の項目を明確にすることは良いかと思う。

ただ、TPPについては明確に反対して良いのか協議しなくてはいけないと思うがいかがか。

○宮城会長 TPPについては意見のすりあわせが出来ていないことから、医師会としては危惧を抱いているとの表現にしているが、農業団体は明確に反対をしている。決議に盛り込むかについては、当協議会で協議しなければならない。

○沖縄県調理師会 高嶺貞裕氏



項目建てにすると逆に複雑になるのではないかと。今の内容で現在の医療を守る旨を明確に表現していることからそのまま良いのではないかと。

○沖縄県栄養士会 新垣慶子氏



TPPについては、いろんな分野が絡んでいる。医療推進協議会としては医療の分野に限った内容で項目建てをしたほうがよいのではないかと。

○真栄田常任理事 現在TPPについては、様々な団体が賛成か反対か十分なコンセンサスが得られていない状況で、医師会も同様である。一端、各団体に持ち帰って頂き、それぞれ協議したうえで今月31日開催の県民集会までに意見を集約するのは難しいのではないかと考える。

そのため、この決議文は明確な項目建てをせずに単純明解な内容となっている。

○日本精神科病院協会沖縄県支部・

沖縄県医師会 小渡敬副会長



仮に医療を産業化すると産業としては成り立つが、その代わりに公的保険である国民皆保険制度は成り立たなくなることははっきりしている。日本の国民皆保険制度は世界のどこの国も真似が出来ない

立派なものである。米国のオバマ大統領もこの制度を取り入れようとしているが中々進んでいない状況である。この素晴らしい制度が危機的状況にあり、その内容がこの決議文には集約されている。言葉一言で説明するのは中々難しいところである。県民集会においては決議文の趣旨を説明し、その内容を新聞等に載せてもらってはどうか。

○沖縄県ウォーキング協会 積 洋一氏



この決議文の中には実際にその表現はしていないが、TPPの問題も含まれている。

公的保険制度を堅持しなければいけないということが端的で非常

に解りやすく表現されている。県民集会で補足的な説明を行えば良いのではないかと。

○宮城会長 多くの団体が加盟する協議会では意見の集約が難しい。具体的な内容とするには各団体それぞれが調整のうえ、改めて全体の調整を行わなければならない、時間的にも厳しい。

Q：沖縄小児在宅医療基金「ていんさぐの会」

高良吉広氏



小泉改革から問題は始まっており、それを解決するために政権交代が行われたが、現在も同じことが繰り返されている。これまで沖縄県民集会を数回開催

しその都度決議文を関係者へ送付しているが、その後の結果が中々見えてこないが、それを知る機会はないのか。

A：小渡副会長 実際に効果も出ている。小泉政権下で、株式会社の医療への参入が目前で、混合診療の解禁が危ぶまれた際、全国で反対運動を展開すると共に署名運動を行った。また、療養病床の廃止も提案されたが、同様に反対運動を展開した。その結果これらを食い止め

ることができた。やはりこれは、各都道府県で反対運動を起こした結果によるものである。このような運動を行わなければそのまま実施されていた可能性は高い。全国で運動を起こせば国会議員に対して大きな圧力となり無視は出来なくなる。

○宮城会長 節目節目で医療推進協議会、県民集会を開いている。平成16年には混合診療反対のための県民集会を開催し全面解禁を阻止した。平成19年には助産師・看護師養成、医療の格差是正並びに県内の助産師・看護師養成に基づく県立看護学校の存続を求めた結果、看

護大学の中に別科として助産師養成コースが出来た。先ほど説明があった療養病床の廃止についてもこの運動の展開により、現在これが棚上げになっている。また、社会保障費における2,200億円の機械的削減問題についても運動を起こした結果、政権が変わり撤廃されるに至った。このように具体的に成果として上がっている。このような運動を展開しなければ無条件に様々なことがなし崩し的に実施されていたことになる。そういう意味でも非常に大きな成果が出ている。

お知らせ

文書映像データ管理システム開設（ご案内）

さて、沖縄県医師会では、会員へ各種通知、事業案内、講演会映像等の配信を行う「文書映像データ管理システム」事業を本年4月から開始致しましたのでお知らせ致します。

また、各種通知等につきましては、希望する会員へ郵送等に併せてメール配信を行っております。

なお、「文書映像データ管理システム」（下記URL参照）をご利用いただくにはアカウントとパスワードが必要となっており、また、メール配信を希望する場合は、当システムからお申し込みいただくことにしております。

アカウント・パスワードのご照会並びにご不明な点につきましては、沖縄県医師会事務局（TEL098-888-0087 担当：平良・池田）までお電話いただくか、氏名、医療機関名を明記の上 omajimusyo@okinawa.med.or.jp までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

○「文書映像データ管理システム」

URL： <http://www.documents.okinawa.med.or.jp/>

※ 当システムは、沖縄県医師会ホームページからもアクセスいただけます。

平成22年度第5回沖繩県・沖繩県医師会連絡会議

常任理事 安里 哲好

去る3月30日(水)、県庁3階第2会議室において標記連絡会議が行われたので以下のとおり報告する。

議 題

1. 指定診療科医師確保修学資金及び特定診療科医師確保研修資金の対象者と各科の現状について(県医師会)

<提案要旨>

琉球大学医学部地域枠の学生を対象とした、地域医療従事医師確保修学資金は効果的に運営されていて、今後、大きな期待を寄せている。一方、指定診療科医師確保修学資金(5~6年生)及び特定診療科医師確保研修資金(不足している科の専門研修)の現状(対象者と各科の実数も含め)および今後も継続していく予定なのか。また、広報は充分に行われているのか、ご教示いただきたい。

なお、長崎県では小児科・産婦人科医確保のため研修資金を貸与し、平成20年度より2年間で小児科14名、産科12名が対象となっている。

<医務課より回答>

1. 指定診療科医師確保修学資金について

琉球大学医学科の5~6年次で、将来、産科、脳神経外科、麻酔科の医師として県の定める指定医療機関に勤務する意志のある学生を対象に貸与している修学資金であり、専門研修修了後に指定医療機関に1年間勤務することで貸与された修学資金の返還が免除される制度である。

平成19年度から22年度まで、産科4名、麻酔科4名の計8名に対して貸与実績がある。これまで一年度での貸与者数は最高で4名であっ

たが、平成23年度には、産科2名、麻酔科1名、脳神経外科2名の計5名へ貸与予定である。

2. 特定診療科医師確保研修資金について

県の定める指定臨床研修病院の産科、脳神経外科、麻酔科の専門研修で、将来、同診療科の医師として県の定める指定医療機関に勤務する意志のある者に対し、研修資金を貸与し、専門研修修了後に指定医療機関で貸与期間に応じた1年から2年間勤務することで、貸与された研修資金の返還が免除される制度である。

県では指定臨床研修病院での専門研修医の給与条件及び指定医療機関での勤務を終えるまでの研修医の人事管理の課題から、現時点では琉球大学医学部附属病院の専門研修医のみを対象にして、同制度を運用しているところである。

平成20年度から22年度まで、産科2名、麻酔科1名の計3名に対して貸与実績がある。なお、平成23年度には麻酔科1名、産科2名の計3名へ貸与予定であり、こちらも一年度中の貸与者数としてはこれまでで最多数となっている。

3. 募集と広報について

被貸与者の募集については、対象者を琉球大学・同附属病院としていることから、毎年度琉球大学に依頼して申請書類の配布・受付やポスターの掲示などを行っているところであり、また琉球大学医学部のホームページにも掲載されており、地域枠学生以外の応募も確実に増加しているところである。

今後も引き続き、広くPRして貸与者の確保に努めたい。

＜主な意見等＞

- 毎年何名ぐらいを予定しているのか（県医師会）。
- 琉球大学の地域枠は12名、指定診療科医師確保修学資金は毎年3～4名（1名当たり130万円）、特定診療科医師確保研修資金は毎年2～3名（180万円）を予定している。指定診療科医師確保修学資金を貸与した後、特定診療科医師確保研修資金を貸与することも可能（福祉保健部）。
- 23年度の見込み人数は比較的良いが、大学以外への対象者も考慮願いたい。また、どこに勤務することになっているのか（県医師会）。
- 勤務先は、県立北部、宮古、八重山、久米島病院、離島診療所となっている。また、長崎県が県外を対象とした際に、貸与者の行き先が不明になっていると聞いたので、本県は現段階では琉球大学に絞っている状況である（福祉保健部）。
- もっと枠を広げるべきである。また、実際に離島等に勤務している方はいるのか（県医師会）。
- 実際に勤務される対象者はこれから出てくることになる（福祉保健部）。
- 各科の教授から学生に対してアプローチするようにした方がよい（県医師会）。
- 医師会報へ定期的に掲載しては如何か（県医師会）。
- 1枚紙でHPに載せているがあるので、お願いしたい（福祉保健部）。
- 本会で行われる研修医の歓迎レセプションに配布しては如何か（県医師会）。
- 将来的には対象者を群星まで広げていきたいと考えているが、行き先不明になると困るので状況を見ながら検討していきたい（福祉保健部）。

2. 病院船の新振計への提案について

（県医師会）

＜提案要旨＞

病院船は主に以下の3点から沖縄振興に役立

つと考えるが如何か。

1. 離島医療の支援
2. 災害時の県内・国内、国際貢献
3. 船旅にて行う人間ドックツアー等の観光推進

＜医務課より回答＞

病院船については、新たな沖縄振興に関する県の要望として、「アジア・太平洋地域の災害救助拠点の形成による国際貢献」の中で、国の事業として実施するよう、国に提案しているところである。

病院船を県内に配備し、国際緊急援助隊医療チームの被災地での効果的な医療活動に活用するとともに、あわせて県内の離島の巡回診療等にも活用することを求めているところである。「アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成による国際貢献」について

（要望目的）

沖縄県をアジア・太平洋地域の災害拠点病院として位置づけ、国内の防災・医療分野の人材、施設等を沖縄県に一体的に集積し、国際緊急援助隊を県内に常設配備するなど災害援助、周辺諸国の人材育成、防災・医療技術の供与等を通して、アジア・太平洋地域の平和と安全に貢献する。

（要望内容）

- 1 国際緊急援助隊の常設配備と同本部の県内誘致
- 2 国際的な災害医療・救急医療の基幹医療施設の県内誘致
- 3 ドクタープレーン、ドクターヘリ、病院船等の県内配備
- 4 国際的な防災教育、訓練施設の県内誘致
- 5 台風、地震、津波等の災害に関する国際的な研究施設の県内誘致
- 6 国際医療協力等を担う看護師等の育成事業を中心として人材育成制度の創出

＜主な意見等＞

■ 昭和50年初頭までは医務課で船を配備して

いた。当時は琉球大学医学部も無く、韓国から医師を招いて診療してもらっていたほど医師不足であったため、離島の診療所に医師を置くこともできず、船に医師、看護師、検査技師を乗船させ、巡回診療を行っていた。その後幸いにも診療所に医師を確保できたことから昭和50年代後半に終了した経緯がある。

病院船については、県独自で所有することは財政的に厳しいため、新振計への要望として「アジア・太平洋地域の災害援助拠点の形成による国際貢献」の中で、国の事業として実施するよう提案している。

通常は訓練を兼ねて離島を巡回診療し、アジアで災害が起きた場合に派遣できるような仕組みとしたい。

なお、要望6の“国際医療協力等を担う看護師等の育成事業を中心として人材育成制度の創出”については、看護師が語学留学や、感染症対策先進国、在宅医療先進国への留学が出来る制度の創設を要望している。

ドクターヘリについても2機目を要望したい。例えば、宮古の下地島空港であれば3,000メートル急の滑走路があるため、ドクターヘリ、ドクタープレーンを配備でき、アジアにも近い。

□国際的な災害医療・救急医療の基幹医療施設とはどういった施設か？（県医師会）

■東京の国際医療研究センターのサテライト的な役割を持つ施設を考えている。国際緊急援助隊を常設整備するため、その活動の基幹医療施設と位置づけたい。ただ、本件については国に同じような施設が2つ必要なのかとの疑問もあり調整中である（福祉保健部）。

□船に図書室を設けると離島のこども達の教育にも繋がると思う。最初は規模が小さくても良いので何とか走らせてもらいたい（県医師会）。

□病院を建設することは難しい。医療スタッフを無駄に常時待機させておくこともできない。沖縄から物資等を供給できる基地でも構わないのではないか。那覇空港の側に設置し

て、台風時に飛行機に乗れなくなった観光客のための収容施設にはどうかとの話もある（県医師会）。

□空港の近くにそういった施設を置き、普段は違った利用をしながら災害が起こった時には多くの人達を収容できるような施設としても良いのではないか。いざというときのために非常食も常備しておけば国際貢献にもつながる（県医師会）。

■県もイメージを固めているわけではない。自衛隊病院が十分活用されていないこともあり、今後検討していきたい（福祉保健部）。

□アドベンチスト・メディカルセンターでは国との契約によって、米国のドクターが日本語で診療を行っているが、場合によってはその先生方が県立北部病院産婦人科の応援に行っ、代わりに米国からアドベンチスト・メディカルセンターに医師を連れてくるのが可能か検討してもらいたい（県医師会）。

■災害支援として海外からドクターが来るが、日本の医療法で医療に携われないしばりがある。もし、特区として沖縄で出来るようにしてもらおうと産婦人科にしても指導医が付いた応援が可能となるのではないかと（病院事業局）。

3. 新たな沖縄振興における離島診療所での専門医派遣による巡回診療及び遠隔医療について（医務課）

<提案要旨>

このことについて、県では新たな沖縄振興に関する沖縄県の要望において、次のとおり要望している。

1. 目的

離島の医療提供体制を整備することにより、離島における定住を促進する。

2. 要望内容

離島診療所で専門医の派遣を受け、巡回診療、遠隔医療が行われる際にこれにかかる財政支援を行う。

3. 要望の必要性

離島地域の医療は、依然として沖縄本島に比

べると医師の確保が困難で、医療資源が乏しい状況である。離島地域は、国境・海域・資源の保持等において国益に貢献しており、離島の定住性を高めるためには、医療の充実を図る必要がある。

4. 県医師会への協力依頼

この要望において、今後、事業スキーム、協力病院の検討、必要経費の積算等、詳細な事業内容を検討する必要がある、その際には、県医師会の協力をお願いしたい。

<説明>

現在、離島の診療所の先生方は耳鼻咽喉科、眼科等の専門的な分野について非常に不安を抱えて日常の診療にあたっている。そのようなことから、専門医を離島に巡回させ、診療所の先生と一緒に検診を行うことによって診療所医師の技術を向上させ、プライマリ・ケア医療の充実を図るべく、新振計に盛り込むよう要望している。

更に、現在、各県立附属診療所については、妊婦検診における超音波診断装置を配備しているものの、遠隔地において画像を診断できる体制が出来ていない。

そのため、専門医による巡回検診を行い診療所医師への技術移転を図りたい。また、現在は離島から送られた超音波画像を本島内の医療機関で読影して診療所医師にアドバイスしても診療報酬が出来ないことから、国の支援を要望し

たい。なお、超音波画像診断支援については琉大附属病院を中心とした地域医療支援グループを設置する考えであり、その際には県医師会にもご協力頂きたい（福祉保健部）。

<主な意見等>

■昨年、診療所会議において、二人の命を預かる妊婦検診はリスクが高くやりたくないとの意見があった。産婦人科医に伺ったところ、もし妊婦検診をするのであれば2年間産婦人科でトレーニングしてから離島診療所に就いてもらったほうが良いとの意見であった。そのため、本件については検討が必要ではないかと思っている（病院事業局）。

□香川県には、X線やCTなどの患者データを通信回線により伝送して専門医の助言を受けながら診療できるシステムK-MIX（かがわ遠隔医療ネットワーク）がある。岩手県では、岩手医大がこのシステムを活用して岩手県域全てのお産のコントロールをできようになっている。

普段は診療所から主治医に対して情報提供としてデータを送り、数ヶ月に一度主治医が実際に診ている。是非このシステムを参考にしていきたい（県医師会）。

■画像診断だけでは不安もあるかと思うので、専門医も派遣して研修ができるようにしたい（福祉保健部）。



印象記



常任理事 安里 哲好

平成22年度最後の連絡会議で、会の終わりに、2年間務められた奥村啓子部長が定年退職されるとのことで、在任中の感想と医師会への感謝の意が述べられた。次年度は久方ぶり（7年ぶり）に、医師の宮里達也先生が福祉保健部長になられるので、大いに期待したい。医師会は連携を密にし、全面的にバックアップをして行きたいと強く感じている。

議題は当会から2題、福祉保健部から1題であった。議題1「指定診療科医師確保修学資金（産科、脳神経外科、麻酔科）及び特定診療科医師確保研修資金（産科、脳神経外科、麻酔科）の対象者と各科の現状について」医務課よりの回答があった。指定診療科医師確保修学資金は平成23年度産科2名、麻酔科1名、脳神経外科2名の計5名で好ましい方向にあることを確認した。特定診療科医師確保研修資金は平成23年度麻酔科1名、産科2名の計3名への貸与予定とのこと。今後、琉球大学地域枠は12名、修学資金は3～4名、研修資金は2～3名を予定しているとのこと。勤務先は、県立北部、宮古、八重山、久米島病院、離島診療所となっている。

議題2「病院船の新振計への提案について」は大きな、時として荒唐無稽な提案かなと感ずるところも無きにしも有らずと思っていたが、大いに話に花が咲いた。昭和50年代初頭に、医務課は船を配置し、離島の巡回診療・検診を行っており、昭和50年代後半には、離島診療所の医師確保ができ、船による巡回診療は終了したと述べていた。くしくも、県は病院船を、新たな沖縄振興に関する県の要望として、「アジア・太平洋地域の災害拠点の形成による国際貢献」の中で、国の事業として実施するよう国に提案しており、要望は国際的な災害・救急医療の拠点病院を県内に設置することも含め夢のある内容である。実現の可能性に期待したいが、公的保険診療か、自由診療か、混合診療か、それとも国際貢献だから無料となるか、局在性の医療特区になるのか、ちょっと懸念するところがある。

議題3「新たな沖縄振興における離島診療所での専門医派遣による巡回診療及び遠隔医療について」の主旨は、離島地域は国境・海域・資源の保持等において国益に貢献しており、離島における人々の定住性を高めるために医療の充実を図る必要がある。離島診療所の医師確保とその支援として、眼科・耳鼻科等の専門医の離島巡回診療や画像伝送診断支援を新振計として国に要望する予定で、県医師会や琉球大学病院に協力を頂きたいと述べていた。慢性疾患に対する巡回診療は可能であろうが、産科領域の支援や画像伝送診断支援等の現状を再度確認する必要があるのではと感ずるも、可能な限り前に進めて行きたいものだ。